

# 資料編

## 資料編

1	甲府市環境基本条例	資料 1
2	第三次甲府市環境基本計画審議の経緯	資料 7
3	甲府市環境審議会委員名簿（令和4年度）	資料 8
4	環境に関わる近年の動向	資料 9
5	甲府市の概況	資料 20
6	甲府市の環境の現状	資料 23
7	市民・事業者のアンケート調査結果	資料 29
8	第二次甲府市環境基本計画の振り返り	資料 69
9	環境関連年表	資料 71
10	環境用語集	資料 72

# 1 甲府市環境基本条例

平成 13 年 3 月 23 日

条例第 5 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）
- 第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針（第 7 条）
- 第 3 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第 8 条～第 21 条）
- 第 4 章 地球環境保全の推進（第 22 条）
- 第 5 章 環境の保全及び創造に関する施策の推進体制（第 23 条・第 24 条）
- 第 6 章 環境審議会（第 25 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本理念(以下「基本理念」という。)として行わなければならない。

- (1) すべての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の市民に継承していくべきこと。
- (2) 資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むべきこと。
- (3) 多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との健全な共生を図るべきこと。
- (4) 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを共通の認識として、あらゆる事業活動及び日常生活において、これを積極的に推進すべきこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針

(施策の基本指針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然

環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。

- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (4) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用の推進を図ること。

### 第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

#### (環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、甲府市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

#### (年次報告)

第9条 市長は、毎年、市の環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施しようとするときは、環境基本計画の定めるところに従い、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

#### (規制の措置)

第11条 市は、公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、その原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

#### (協定の締結)

第12条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協定を締結するものとする。

#### (誘導的措置)

第13条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷を低減するための適切な措置をとるよう誘導するため、必要かつ適正な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第 14 条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用を図るための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の推進等)

第 15 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育等の推進)

第 16 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が、環境の保全及び創造についての理解を深め、民間団体等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

2 市は、特に児童及び生徒の環境の保全及び創造に関する教育及び学習を積極的に推進するように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 17 条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 18 条 市は、環境の保全及び創造に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに、個人及び法人の権利及びその利益の保護に配慮しつつ、その情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施等)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び推進するため、環境の状況を把握するとともに、必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に市民の意見を反映するため、市民から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

## 第4章 地球環境保全の推進

### (地球環境保全の推進)

第22条 市は、地球環境保全に貢献することのできる施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体又は民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めるものとする。

## 第5章 環境の保全及び創造に関する施策の推進体制

### (推進体制の整備)

第23条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、市民及び事業者と協力し、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するための体制を整備するものとする。

### (国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

## 第6章 環境審議会

### (環境審議会)

第25条 環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、甲府市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 公害の防止又は除去に関する重要事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内で組織する。

5 委員は、市民及び環境に関し知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

9 第4項から前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。  
(甲府市公害対策審議会条例及び甲府市環境保全基本条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 甲府市公害対策審議会条例(昭和 45 年 10 月条例第 34 号)
  - (2) 甲府市環境保全基本条例(昭和 50 年 12 月条例第 41 号)(甲府市公害防止施設等設備資金貸付条例の一部改正)
- 3 甲府市公害防止施設等設備資金貸付条例(昭和 46 年 3 月条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

次のよう 略

(甲府市公害防止条例の一部改正)
- 4 甲府市公害防止条例(昭和 46 年 7 月条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

次のよう 略

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 5 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年 10 月条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

次のよう 略



## 2 第三次甲府市環境基本計画審議の経緯

日程	内容等
2022 (R4) 年 4 月	第 1 回 地球環境問題庁内連絡会議 ・ 計画の策定のスケジュールについて
2022 (R4) 年 6 月	計画策定に向けた基礎調査を実施
2022 (R4) 年 7 月	第 3 回 地球環境問題庁内連絡会議 ・ 庁内施策調査の実施について
2022 (R4) 年 7 月～8 月	市民・事業者アンケートを実施
2022 (R4) 年 8 月	第 1 回 甲府市環境審議会 ・ 計画の概要について
2022 (R4) 年 8 月～9 月	庁内施策調査を実施
2022 (R4) 年 11 月	第 4 回 地球環境問題庁内連絡会議 ・ 計画の素案について
2022 (R4) 年 12 月	第 2 回 甲府市環境審議会 ・ 計画の素案について
2023 (R5) 年 1 月～2 月	パブリックコメントを実施
2023 (R5) 年 2 月	第 3 回 甲府市環境審議会 ・ 計画の最終案について
2023 (R5) 年 2 月	第 5 回 地球環境問題庁内連絡会議 ・ 計画の最終案について
2023 (R5) 年 3 月	議会へ報告
2023 (R5) 年 3 月	第三次甲府市環境基本計画決定

## 3 甲府市環境審議会委員名簿（令和4年度）

（順不同・敬称略）

氏名	所属団体・役職等
丸山 正次 （会長）	山梨学院大学 副学長 大学院研究科長
森 一博	山梨大学大学院 総合研究部 教授
雨宮 俊彦	山梨県 環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課長
西名 武洋	甲府市農業委員会 会長
清水 聡子	（株）山梨県環境科学検査センター 技術部 検査課 課長補佐
小澤 一昭	山梨環境カウンセラー協会 会員
窪田 清	日本労働組合総連合会 山梨県連合会 会長
五領田 周司	甲府商工会議所 環境問題委員会 委員長代行
輿石 義章	一般社団法人 甲府青年会議所 理事長
清水 健治	甲府市自治会連合会 副会長
山田 千恵美	甲府市男女共同参画推進委員会 委員
長坂 善雄	甲府商店街連盟 会長
米山 敏彦	中央森林組合 代表理事組合長
酒井 大介	甲府市消費者問題懇話会 委員
小林 成光	甲府市工業協会 会長
功刀 敏男	甲府市ボランティア団体連絡協議会 会長
小宮山 幸恵	甲府市小中学校PTA連合会 常任理事

## 4 環境に関わる近年の動向

### 1 環境に関わる国際動向

#### (1) パリ協定

2015（H27）年12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書に代わる、2020（R2）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとなるパリ協定が採択されました。

パリ協定では、途上国を含む全ての締約国が各自の削減目標の達成に向けて取り組むこと、長期目標として世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を継続することが記されており、2020（R2）年から本格的な運用が始まりました。

#### (2) 気候変動に関する動向

気候変動に関する科学者及び各国政府で構成された国連の気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という。）が2018（H30）年10月に発表した「1.5℃特別報告書」において「気温上昇を約1.5℃に抑えるためには、2030（R12）年までに2010（H22）年比で世界全体のCO<sub>2</sub>排出量を約45%削減され、2050年頃には正味ゼロに達する必要がある」という知見が示されたため、世界各国は様々な問題に立ち向かいつつ、できるだけ早く、できるだけ大きく排出量を減らす取組を加速的に進めています。

また2021（R3）年8月に公表された気候変動に関する最新の科学的知見を取りまとめたIPCCの「第6次評価報告書第1作業部会報告書」では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と記されているほか、「少なくとも過去2000年間においては、前例のない速度で気温が上昇しているため、世界の平均気温は産業革命以前と比べて約1℃上昇しており、更に少なくとも今世紀半ばまでは気温上昇が続く」と予測されています。

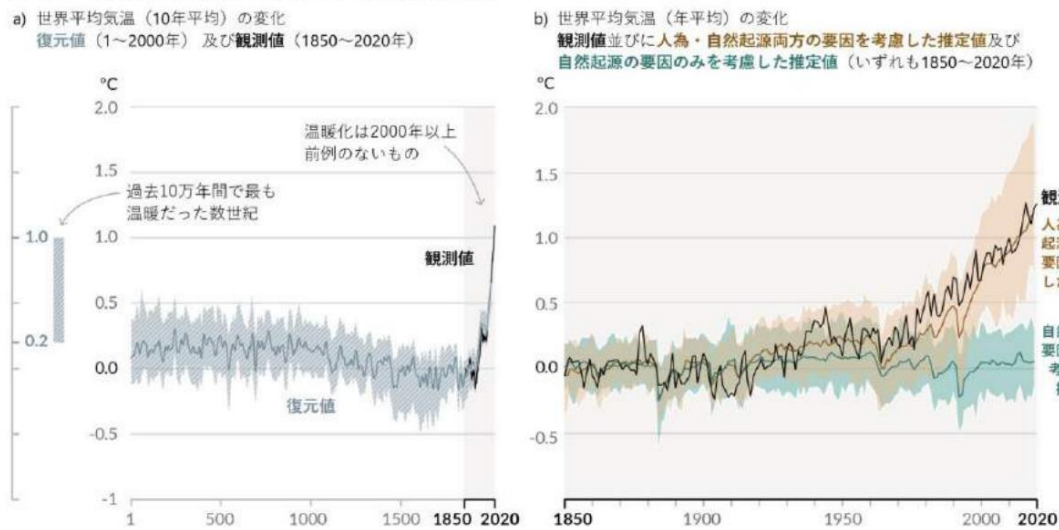
気温上昇が続くことで災害が増加するほか、海面上昇による陸地の減少、生態系の破壊や水不足による干ばつの増加、食料不足など、世界の経済や社会に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

一方で、国連環境計画（UNEP）の「Emissions Gap Report 2021」によると、2019（R1）年の人為起源の温室効果ガスの総排出量は、世界全体でおよそ581億tとなっており、気候変動問題の解決のためには、速やかで持続的な排出削減が必要と述べています。

資源エネルギー庁のエネルギー白書2022によると、COP26終了時の2021（R3）年11月時点で期限付のカーボンニュートラルを宣言したのは154カ国・1地域、世界のCO<sub>2</sub>排出量の79%、GDPの90%に及んでおり、世界各国でカーボンニュートラルに向けた取組が進められています。

## 世界の気温変化の歴史と近年の昇温の原因

## 1850～1900年に対する世界平均気温の変化



出典：IPCC 第6次評価報告書第1作業部会報告書

## (3) 持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs:Sustainable Development Goals)

2015（H27）年9月に国連サミットにて、193の国連加盟国の全会一致で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、2000（H12）年9月に採択されたMDGs（ミレニアム開発目標）の後継となる国際目標です。

SDGsは、2030（R12）年までに達成すべき17の目標とそれに紐づけられた169のターゲットで構成された持続可能な開発目標を掲げており、誰一人取り残されない「持続可能な社会」の実現を目指しています。

日本政府は、2016（H28）年5月に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を設置し「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定しました。同指針では、政府が掲げる8つの施策の優先課題に対してSDGsの17の目標をタグ付けし、全省庁が実施指針に基づいて施策を実施するとしています。また、政府は2018（H30）年度より「SDGsアクションプラン」を策定し、SDGsの推進について具体的な取組を示しています。

SDGsの17のゴールのうち、少なくとも13のゴールが直接的に環境に関連するものであり、残り4つのゴールも間接的ではあるものの、環境に関連するものです。すなわち、全てのSDGsは大なり小なり環境に関連しています。

また、スウェーデンのヨハン・ロックストローム博士が考案したSDGsウェディングケーキモデルでは、生物多様性に関連する4つの目標を土台として、「社会」「経済」の目標が成り立っていることが示されており、環境・経済・社会の同時解決を図る地域循環共生圏構築の取組がSDGs達成に向けた優れたアプローチ（手段）となっていることがわかります。

本市においても2022（R4）年3月にSDGsの推進により目指すべき2030年（R12）の姿や推進の方向性をまとめた「甲府市SDGs推進ビジョン」を策定しました。同ビジョンでは、市民、事業者等の多様な主体と連携した取組を一層強化し、経済・社会・環境のバランスの取れた統合的な施策展開により、本市の持続可能なまちづくりにつなげていくこととしています。また、「脱炭素社会への移行」「循環経済への移行」「分散型社会への移行」に向け、市民の活動と環境が調和し、一人ひとりがライフスタイルを変革できる社会にリデザイン（再設計）していくこととしています。

## 2 環境に関わる国の動向

### (1) 第五次環境基本計画の策定

2018（H30）年4月に閣議決定された国の第五次環境基本計画は、SDGs やパリ協定採択後に初めて策定された環境基本計画であり、環境施策の方向性として、SDGs の考え方が活用されています。

政策においては、分野横断的な6つの「重点戦略」（経済・国土・地域・暮らし・技術・国際）を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

また、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し、支えあうことで地域の活力が最大限発揮されることを目指す「地域循環共生圏」の考え方が新たに提唱されました。

#### 地域循環共生圏

## 地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮  
 →地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成  
 →地域の特性に応じて補完し、**支え合う**



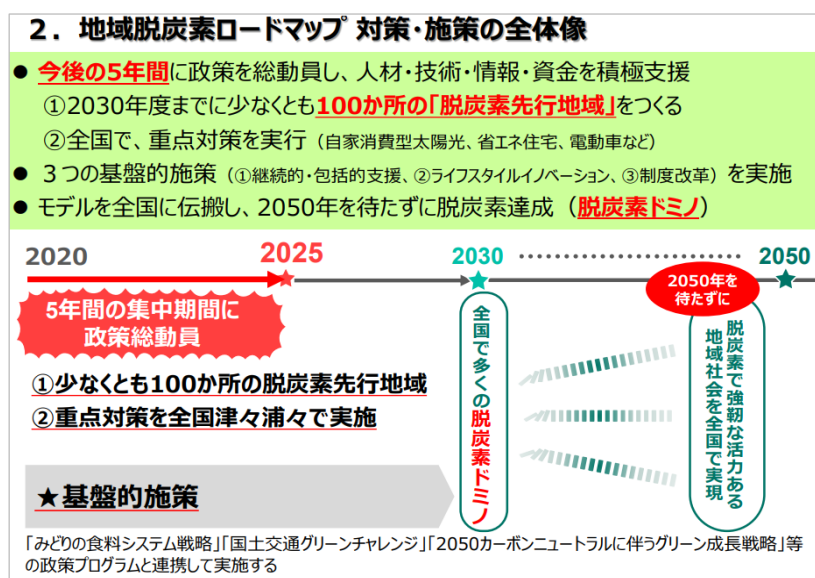
出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

## (2) カーボンニュートラル宣言

国は2020（R2）年10月に「2050年（R32）までに、温室効果ガス排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。また、国・地方脱炭素実現会議において、地域の脱炭素の決め方について議論し、2021（R3）年6月に「地域脱炭素ロードマップ」としてとりまとめ、公表しました。

地域脱炭素ロードマップでは、地域の取組における重要事項や地域の支援策等が取りまとめられ、2030（R12）年度までに全国で多くの脱炭素ドミノを行い、2050（R32）年を待たずに脱炭素で強靱な、活力ある地域社会を全国で実現していくとしています。

### 地域脱炭素ロードマップ



### 3-2. 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施

- 全国津々浦々で取り組む**脱炭素の基盤となる重点対策**を整理
  - 国はガイドライン策定や積極的支援メカニズムにより**協力**
- ① 屋根置きなど**自家消費型の太陽光発電**
  - ② **地域共生・地域裨益型再エネ**の立地
  - ③ 公共施設など業務ビル等における徹底した**省エネと再エネ電気調達**と更新や改修時の**ZEB化誘導**
  - ④ **住宅・建築物の省エネ性能**等の向上
  - ⑤ **ゼロカーボン・ドライブ**（再エネ電気×EV/PHEV/FCV）
  - ⑥ 資源循環の高度化を通じた**循環経済への移行**
  - ⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による**脱炭素型まちづくり**
  - ⑧ 食料・農林水産業の**生産力向上と持続性の両立**

出典：地域脱炭素ロードマップ【概要】

### (3) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正

国内における地球温暖化対策を推進するための枠組みを定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」が2021（R3）年5月に一部改正され、条文に「2050年のカーボンニュートラルを目指すこと」「地域の主体が地域にメリットのある形でカーボンニュートラルに主体的に取り組むこと」等が明記されました。

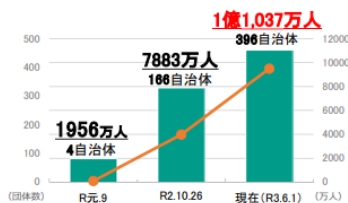
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正（全体像）

## 今回の改正の背景と全体像

### 背景

- **我が国**は、パリ協定に定める目標（世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、更に1.5℃までに制限する努力を継続）等を踏まえ、2020年10月に「**2050年カーボンニュートラル**」を宣言。
- **地域**では、国の宣言に先立ち、2050年カーボンニュートラルを目指す「**ゼロカーボンシティ**」を表明する自治体が増加。
- **企業**では、ESG金融の進展に伴い、気候変動に関する情報開示や目標設定など「**脱炭素経営**」に取り組む企業が増加。サプライチェーンを通じて、地域の企業にも波及。

#### <ゼロカーボンシティ表明自治体>



#### <脱炭素経営に取り組む企業>

##### TCFD

気候関連情報開示

- 賛同機関数：世界2,156（うち日本**401**機関）  
→**世界第1位（アジア第1位）**

##### SBT

科学的な中長期目標

- 認定企業数：世界729社（うち日本**102**社）  
→**世界第2位（アジア第1位）**

##### RE100

再生電力100%

- 参加企業数：世界311社（うち日本**54**社）  
→**世界第2位（アジア第1位）**

※2021年5月31日時点

### 改正の全体像

- ① パリ協定・**2050年カーボンニュートラル**宣言等を踏まえた**基本理念の新設**
- ② **地域の脱炭素化に貢献する事業**を促進するための計画・認定制度の創設
- ③ 脱炭素経営の促進に向けた**企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化**の推進等

※ 施行期日：  
① 公布の日（令和3年6月2日）  
②・③ 公布の日から1年以内で政令で定める日

1

出典：改正地球温暖化対策推進法について（環境省）



## 気候変動・脱炭素に関する法律、戦略、計画等の変遷



出典：令和4年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

#### (4) 循環型社会の形成

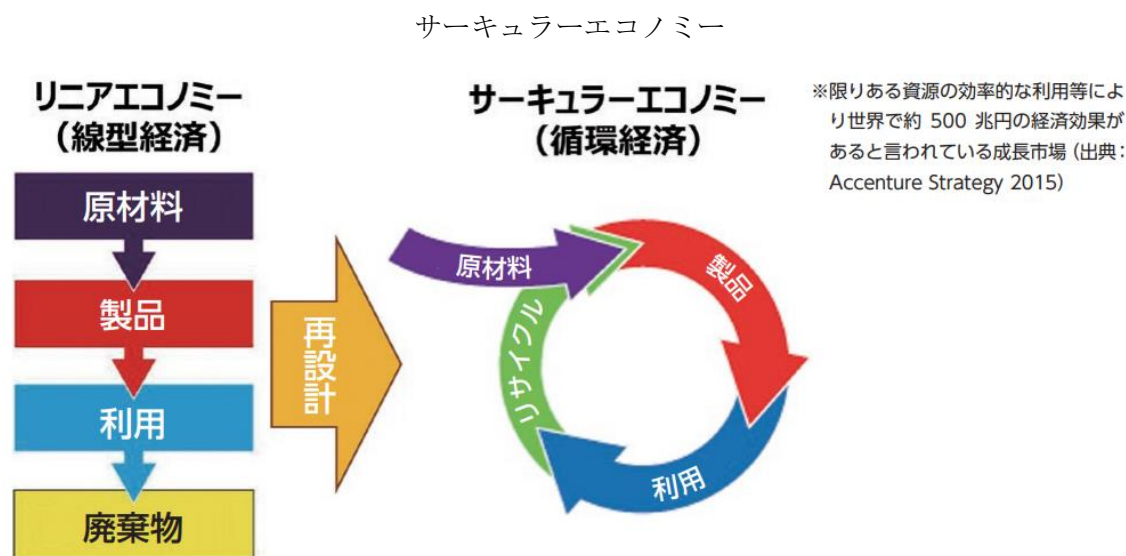
大量生産、大量消費、大量廃棄という従来型のリニアエコノミー（線型経済）は気候変動問題、資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など、様々な環境問題と密接に関係しており、資源を循環させるサーキュラーエコノミー（循環経済）へ移行を目指すことが世界の潮流となっています。

プラスチックごみ問題について、2016（H28）年にエレンマッカーサー財団が公表した報告書「The New Plastics Economy」によると、世界では年間800万t以上のプラスチックごみが海に流れ込んでおり、現在のペースが続くと2050（R32）年にはプラスチックごみの総重量が魚の総重量を超えると警告しています。また、プラスチックごみは魚や鳥等が餌と間違えて誤食したり、ゴミに絡まって身動きがとれなくなるなど、生態系に大きな影響を与え、生物多様性の喪失につながることを懸念されています。

海を漂うプラスチックごみは紫外線や波の力によって次第に壊れ、小さくなっていくものの性質は変わることなく、自然分解もされません。そして直径5mm以下の微細なプラスチックのことをマイクロプラスチックと呼びます。

プラスチック自体には毒性はないものの、有害な化学物質を吸着しやすい性質があります。マイクロプラスチックはちょうど動物プランクトンと同じくらいの大きさであり、有害な化学物質が吸着したマイクロプラスチックを魚が餌と共に摂取し続けることで有害な化学物質が蓄積されて、魚を食べる人間の健康にも影響が及ぶことが懸念されています。

日本ではプラスチックごみ問題に対応するため、2019（R1）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。同戦略は2030（R12）年までに使い捨てプラスチックの累積排出量を25%抑制し、2035（R17）年までに使用済みプラスチックを100%リユース・リサイクルする目標を掲げています。



出典：令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

### 3 環境に関わる県の動向

#### (1) 山梨県環境基本計画

山梨県では、2004（H16）年4月に環境の保全及び創造に関する基本理念などを定めた「山梨県環境基本条例」を施行するとともに、山梨県環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「山梨県環境基本計画」を策定しました。また、2014（H26）年3月には計画期間の満了に伴い「第2次山梨県環境基本計画」を策定し、2019（R1）年11月には環境を巡る国内外の社会情勢の変化等に対応するため、中間見直しを行いました。

「第2次山梨県環境基本計画」では、基本目標『県民の環（わ）で守り、創り、未来へ繋げる豊かな環境』を掲げ、県民総参加による連携（環）により、本県の豊かな環境を保全（守り）、創造（創り）し、未来へ繋げていくことを目指しています。

また「山梨県環境基本条例」の基本理念及び計画の基本目標の実現へ向けた取組を推進するにあたり「物質循環」「生活環境」「自然環境」「地球環境」の4つの分野の各々について目指すべき将来像を定め、施策を展開しています。

#### 第2次山梨県環境基本計画 4つの目指すべき将来像

物質循環	環境負荷の少ない循環型の地域社会
生活環境	安全・安心で快適な生活環境
自然環境	生物多様性に富んだ自然共生社会
地球環境	地球環境の保全に貢献する地域社会

出典：第2次山梨県環境基本計画 中間見直し

## (2) 山梨県地球温暖化対策実行計画

山梨県では、1996（H8）年に国の「地球温暖化防止行動計画」をもとに、県全域での温暖化防止対策の具体的方策、削減目標、推進体制等を定めた「山梨県地球温暖化対策推進計画」を策定し、2009（H21）年には「山梨県地球温暖化対策条例」に基づき、県民、事業者及び行政等が連携し、それぞれの立場で積極的に地球温暖化対策への取組を進めていくための具体的な行動指針となる「山梨県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

その後、計画期間満了に伴い、2014（H26）年3月に、2013（H25）年度から8年間を計画期間とした新たな計画を策定しました。

また、2017（H29）年3月には、2016（H28）年5月に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」による新たな温室効果ガスの削減目標及び2016（H28）年3月に策定した「やまなしエネルギービジョン」の施策展開、目標との整合性を図るため「山梨県地球温暖化対策実行計画」を改定しました。

### 山梨県地球温暖化対策実行計画の概要

山梨県地球温暖化対策実行計画の概要
山梨県エネルギー局

#### 改定内容

- 平成28年5月に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」による新たな温室効果ガスの削減目標との整合性を図る。
- 「やまなしエネルギービジョン」の施策展開、目標との整合性を図る。
- 温室効果ガスを減らす「緩和策」に加えて、国の適応計画を踏まえ、新たに温暖化による悪影響に備える「適応策」の取り組みを提示する。
- 県民にわかりやすい進行管理指標を設定する。

#### 緩和策

- 新たに策定・改定した県の行政計画（やまなしエネルギービジョン等）を反映
- 国民運動「COOL CHOICE（クールビズ等）」を踏まえた、「やまなし省エネ県民運動」等の更なる展開を図る
- 県民、事業者が具体的な取り組みを進めるため、新たにガイドブック掲載

#### 削減目標

- 国の「地球温暖化対策計画」に基づいた計画期間、基準年度、中期目標、長期ビジョンとし、目標は以下のとおりとする。
- 短期目標は国の計画では設定されていないが、計画が長期であり、2020（H32）年度までに見直される予定のため設定する。

計画	国計画	改定(案)	現実行計画
策定	2016(H28.5)	2017(H29.3)	2014(H26.3)
計画期間	2016(H28)年度～2030(H42)年度	2017(H29)年度～2030(H42)年度	2013(H25)年度～2020(H32)年度
基準年度	2013(H25)年度	2013(H25)年度	2010(H22)年度
短期目標	—	2020(H32)年度	2015(H27)年度
温室効果ガス削減目標	—	△18%	△10%
中期目標	2030(H42)年度	2030(H42)年度	2020(H32)年度
温室効果ガス削減目標	△26%	△26%	△16%
長期ビジョン	2050(H62)年	2050(H62)年	概ね2050(H62)年
温室効果ガス削減目標	△80%	「CO2ゼロやまなし」の表現を目指す	「CO2ゼロやまなし」の表現を目指す

#### 新規追加・適応策

＜主な適応策＞ ※分野・項目は国の適応計画を参考に、本県の状況に合うものを選択

分野・項目	適応策	方向性	担当所属	
農 業	水 稲	・胴割れや未成熟を生む高温障害に対する軽減技術の開発、現地実証、普及推進	・高温に強い品種の選抜 ・研究成果を基にした実証展示・栽培管理指導の実施	総合農業技術センター 農務事務所
	果 樹	・品質低下や収穫量減少を防ぐ新たな技術対策の確立、安定生産に向けた指導	・新たな技術対策の確立 ・確立された技術の現地実証・定着指導	果樹試験場 農務事務所
	病害虫等	・病害虫発生予測事業による防除適期の把握	・発生データの蓄積や解析による適切な予測の実行 ・病害発生後対策の徹底	病害虫防除所 畜産試験場 家畜保健衛生所
自然生態系	・松くい虫被害まん延防止のためのマツノマダラカミキリの駆除	・被害拡大防止事業の継続	森林総合研究所	
自然災害	水 害	・河川整備計画に基づく河川整備 ・水防計画の策定、水防訓練の実施等 ・農業用水利施設の整備	・過去の浸水実績等を考慮した優先順位による河川改修・整備 ・避難・情報伝達等のソフト対策の推進 ・農業用水利施設等の整備	農務事務所 建設事務所
	健康	・熱中症予防に係る普及啓発の実施	・普及啓発の継続	保健所
県民生活	・公共施設への緑地整備 ・緑のカーテン運動の推進	・公共施設への緑地整備 ・ぶどうを利用した緑のカーテン運動の推進	みどり自然課 森林環境総務課	

#### 進行管理指標

- 温室効果ガスの削減目標の達成状況等を検証する「進行管理指標」を設定し、県民に分かりやすく、取り組みの励みにもなる指標を加える。  
※進行管理指標の一覧は別紙のとおり

### (3) やまなし「ゼロカーボンシティ」宣言

2021 (R3) 年 2 月 15 日に、行政や企業、各種団体等がパートナーシップを構築しながら、2050 (R32) 年までに県内の温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けて取り組むため、知事や市町村長、各界のトップで構成する「ストップ温暖化やまなし会議」を設立し、全国初となる山梨県及び県内全市町村共同による、『やまなし「ゼロカーボンシティ」宣言』を表明し、県下一丸となって地球温暖化への取組を推進しています。

また、同年 9 月には、各種団体・企業・行政の実務者による「やまなし脱炭素事業モデル検討会」を設立し、地域の特性や事業者ニーズを踏まえた具体的な事業モデルを検討し、県下全域に展開することを目的に、ワーキンググループで地球温暖化対策に関する具体的な取組の検討を進めています。

### (4) 山梨県のエネルギー関連施策

山梨県では、2013 (H25) 年 3 月に、『概ね 2050 年ごろまでに「クリーンエネルギー」の導入促進と省エネルギー対策を両輪に、県内の消費電力全てをクリーンエネルギー発電で賄う「エネルギーの地産地消」の実現を目指すための具体的な目標とその達成に必要な施策などを示すロードマップ』として「やまなしエネルギー地産地消推進戦略」を策定し、2016 (H28) 年 3 月には県内経済の活性化と安全・安心な県民生活に資するエネルギー施策の方向性を示すための指針となる「やまなしエネルギービジョン」を策定しました。

「やまなしエネルギービジョン」では、日照時間の長さ、豊富な水、森林資源等の強みを生かしたクリーンエネルギー等の活用や、環境に優しく災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入促進等によるエネルギー供給力の充実を図るとしています。

一方で、県内では太陽光発電システムによる発電量が増加していますが、太陽光発電は天候により大きな影響を受けるため、システムの安定性にも影響を与えることから、蓄電池と組み合わせた分散電源としての活用促進を図っていくことが必要とされているほか、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」が 2022 (R4) 年 3 月に一部改正され、発電出力 10kW 未満（屋根置き等を除く）の施設についても条例の対象になるなど、エネルギー自給率の向上に向けた普及促進と、災害、環境、景観等に関する設置規制の両輪による取組が実施されています。

なお、水素エネルギーに関しては、電気や熱に並んでエネルギー需給の中心的役割を担うことが期待されているエネルギー源として位置付け、2018 (H30) 年 3 月に「やまなし水素エネルギー社会実現ロードマップ」が策定され、企業局の米倉山太陽光発電所における水素電力貯蔵装置の実証試験や山梨大学水素・燃料電池ナノ材料研究センターへの支援など、水素社会実現に向けた積極的な取組が行われています。また、山梨県では民間企業と共同で CO2 フリーの水素エネルギー社会構築を目指した「Power to Gas (P2G) システム」の開発や社会実装を進めています。

## 5 甲府市の概況

### 1 地勢

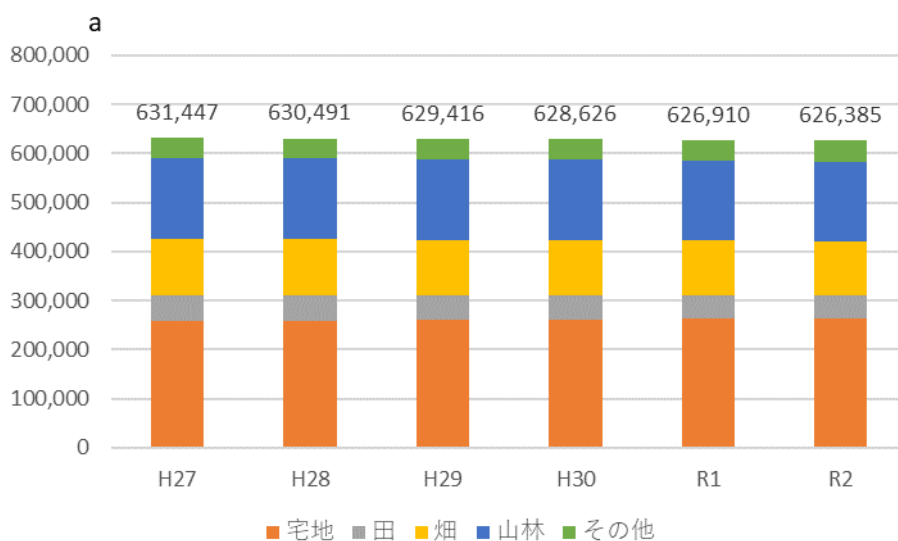
本市は、山梨県の中央部に位置し、南に富士山、北に金峰山や八ヶ岳、西に南アルプス連峰の山々を望む景勝の地に位置しています。市域は東西に 23.1 km、南北に 41.6 km と細長い形をしており、面積は 212.47 km<sup>2</sup>です。

2000 (H12) 年 11 月には、地方分権を推進するために創設された特例市に指定され、2006 (H18) 年 3 月には旧中道町及び旧上九一色村北部地域と合併し、2019 (H31) 年 4 月には、開府 500 年の記念すべき年を迎えるとともに、中核市に移行しました。

水系は、秩父多摩甲斐国立公園の主峰を源とする富士川水系の荒川が南北に流れ、相川や湯川と合流しながら笛吹川に注いでいます。また、屈指の渓谷美を誇る御岳昇仙峡(「平成の名水百選」・「日本遺産」認定)や芦川渓谷といった豊かな自然に恵まれた土地柄です。

本市の森林面積は、2020 (R2) 年度現在で 13,656ha であり、総面積の約 64%を占めています。また、本市の地目別面積については、田畑や森林の面積は減少傾向となっています。

土地の地目別面積の推移



出典：甲府市統計情報

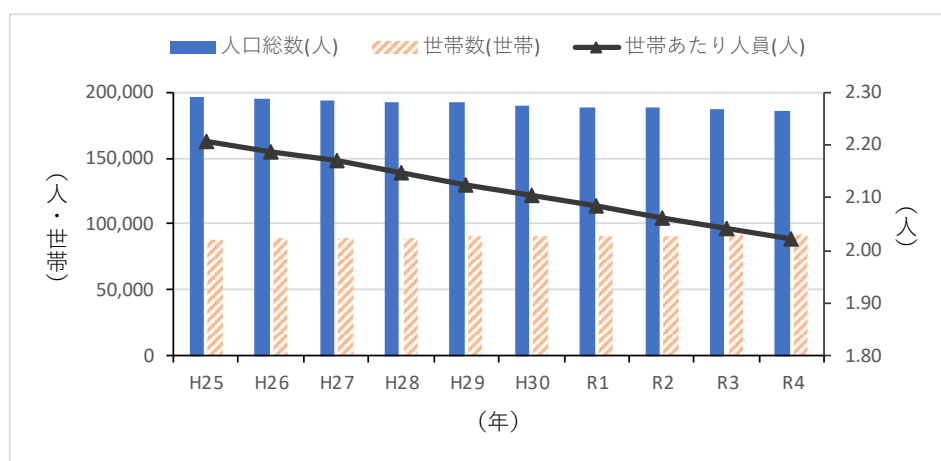
## 2 人口

本市の人口総数（外国人を含む）は、2013（H25）年以降減少傾向にあり、2022（R4）年1月現在 186,250 人となっています。

なお、世帯数は増加傾向にあり、2013（H25）年の 88,714 世帯から、2022（R4）年には約 3.9%増の 92,148 世帯となっています。

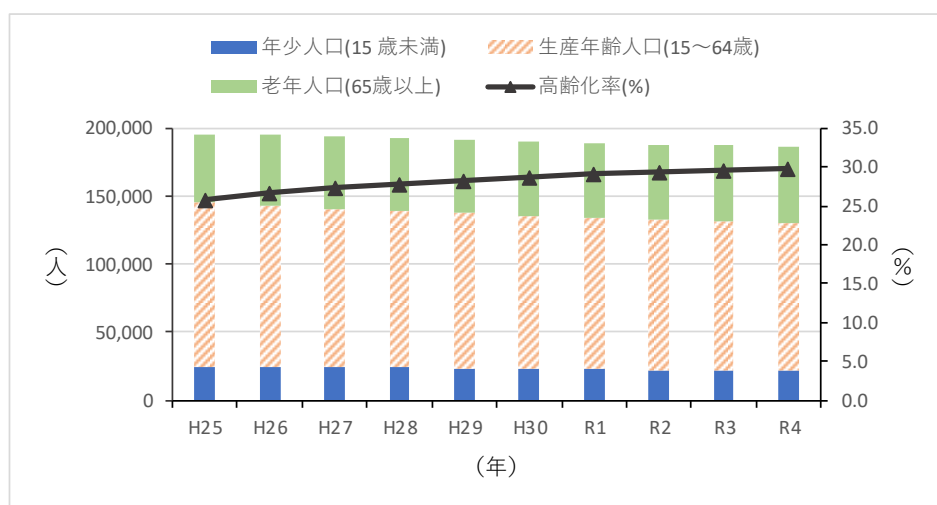
人口を年齢区分別に見ると、2022（R4）年1月現在、年少人口（15歳未満）が 21,470 人、生産年齢人口（15～64歳）が 109,315 人、老年人口（65歳以上）が 55,465 人となっています。年少人口や生産年齢人口は減少傾向にありますが、老年人口の数は一貫して増加しており、これに伴い高齢化率は増加傾向にあり、高齢化率（総人口に占める老年人口の割合）は 29.8%となっています。

### ■人口・世帯数・一世帯あたり人員の推移



出典：甲府市統計書、甲府市資料

### ■年齢構成と高齢化率

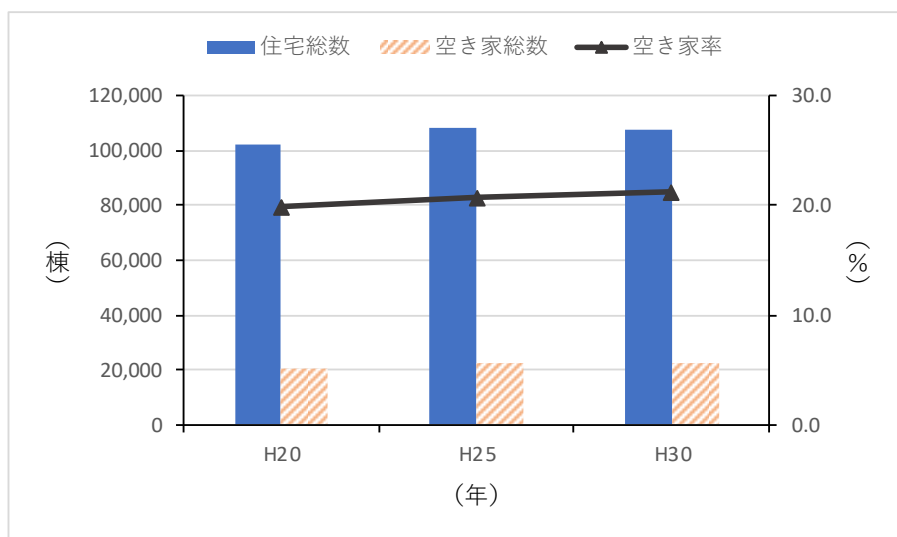


出典：甲府市統計書、甲府市資料

### 3 住宅

市内の住宅総数は、2018（H30）年において 107,420 棟、うち空き家となっているのは 22,730 棟、空き家率は 21.2%となっています。少子高齢化の進展等に伴い、空き家率は年々増加しており、都市部においても空き家が目立つなど、防災・防犯面からも地域の課題となっています。

■住宅総数、空き家総数、空き家率の推移



出典：住宅・土地統計調査（総務省）

### 4 産業

2014（H26）年における産業別事業所数は、第一次産業が 0.2%、第二次産業が 14.3%、第三次産業が 85.6%となっています。なお、第三次産業の事業所数は、過去 10 年増減がありつつも 10,000 事業所以上を維持している一方、第二次産業の事業所数は減少傾向にあります。

また、産業別従業者数については、第一次産業が 0.2%、第二次産業が 15.7%、第三次産業が 84.1%となっており、事業所数と同様に第二次産業の従業者数も減少傾向にあります。

■産業別事業所数及び従業者数の推移

産業別	平成21年				平成26年			
	事業所		従業者		事業所		従業者	
	数(軒)	割合(%)	数(人)	割合(%)	数(軒)	割合(%)	数(人)	割合(%)
第一次産業	17	0.1	267	0.2	21	0.2	182	0.2
第二次産業	1,910	15.1	20,285	18.8	1,679	14.3	17,454	15.7
第三次産業	10,762	84.8	87,257	80.9	10,072	85.6	93,598	84.1
総数	12,689	100	107,809	100	11,772	100	111,234	100.0

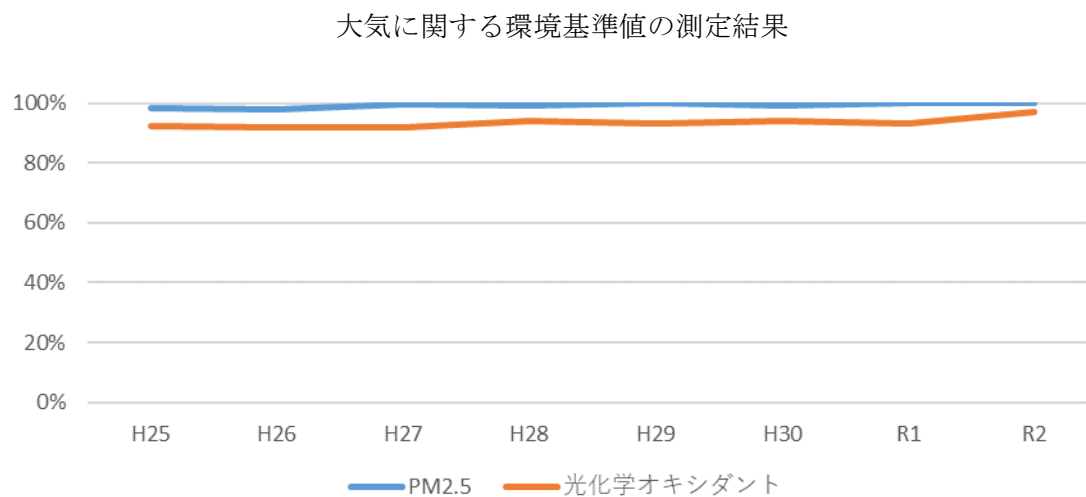
出典：経済センサス基礎調査結果報告（総務省・経済産業省）



## 6 甲府市の環境の現状

### 1 大気

大気に関する指標について、環境基準値を超過した日数や時間数は横ばいで推移しています。



出典：山梨県ホームページ、甲府市ホームページ

## 2 水質

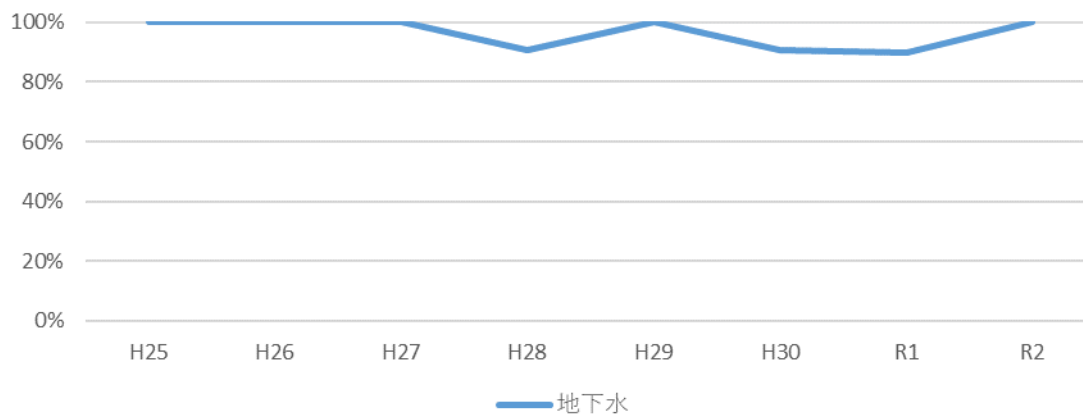
河川の水質は、2013（H25）年度以降の結果を見ると、いずれの地点でも概ね環境基準を達成しており、2016（H28）年度以降は全ての河川で環境基準を達成しています。また、地下水の水質についても概ね環境基準を達成しています。

環境基準点等の BOD 値の環境基準と年度別測定結果（mg/l）

測定場所	基準値	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
荒川ダム	1.0	0.9	0.9	1.2	1.0	0.9	0.8	0.6	0.8
荒川（桜橋）	1.0	0.7	0.6	0.9	0.9	0.8	0.9	0.7	0.7
荒川（千秋橋）	3.0	1.5	1.1	1.2	1.0	1.6	1.0	1.3	1.0
荒川（二川橋）	3.0	1.8	1.6	1.2	1.5	1.7	1.7	1.8	1.5
濁川（砂田橋）	5.0	2.4	2.0	2.4	2.1	2.1	2.5	1.7	1.9
濁川（濁川橋）	5.0	3.3	2.6	2.6	2.5	2.2	2.6	2.0	2.3
鎌田川（高室橋）	3.0	1.8	1.5	1.7	2.0	2.6	1.9	1.3	1.8

出典：水環境総合情報サイト（環境省）・甲府市環境基本計画年次報告（甲府市）

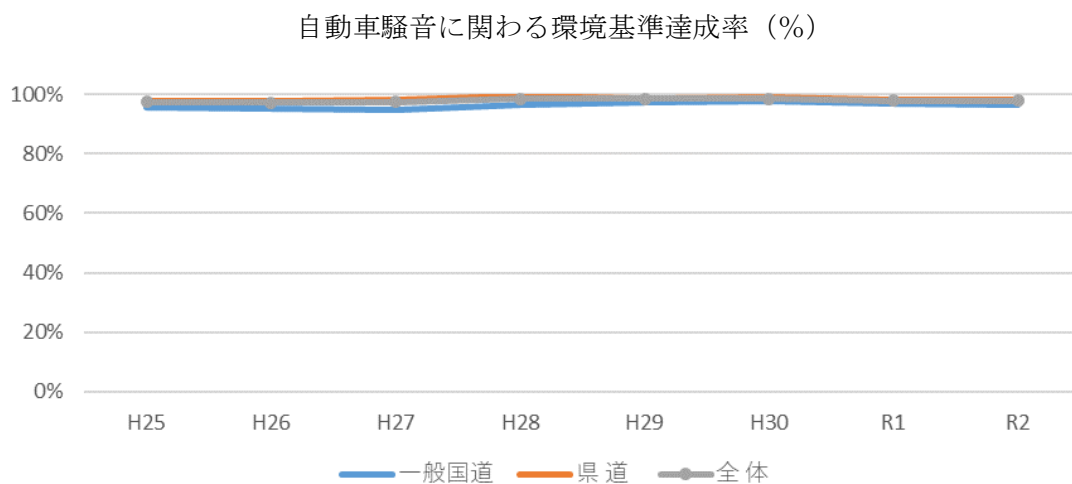
地下水に関する環境基準値の測定結果



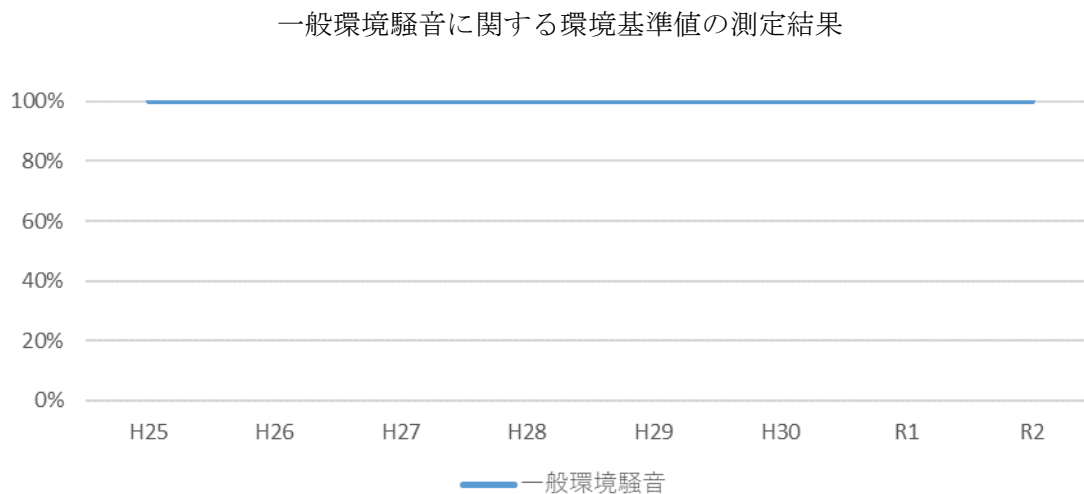
出典：環境行政の概要

### 3 騒音

道路交通の騒音は、2020(R2)年度の環境基準達成率が一般国道で96.6%、県道で98.4%、全体で98.0%となっており、達成率はいずれも2013(H25)年度の数値を上回っています。



出典：甲府市内における自動車騒音常時監視結果について・甲府市環境基本計画年次報告  
(甲府市)



出典：環境行政の概要

## 4 ダイオキシン類

2013 (H25) 年度以降、大気、河川水、地下水及び土壌に関わるダイオキシン類濃度は、すべての地点で環境基準を達成しています。

ダイオキシン類に関わる環境基準達成状況

	基準値	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
大気 (富士見)	0.6 pg- TEQ/m <sup>3</sup>	0.015	0.023	0.017	0.014	0.019	0.017	0.010	0.017
河川水 (濁川)	1 pg- TEQ/L	0.27	0.34	0.26	0.36	0.31	0.27	0.20	0.34
地下水	1 pg- TEQ/L			0.023 上曾根町	0.020 古閑町	0.032 北口			0.021 山宮町
土壌	1000 pg- TEQ/g	0.17 朝気		0.10 大手	0.012 大和町	0.33 飯田	0.031 貢川本町		0.014 塩部

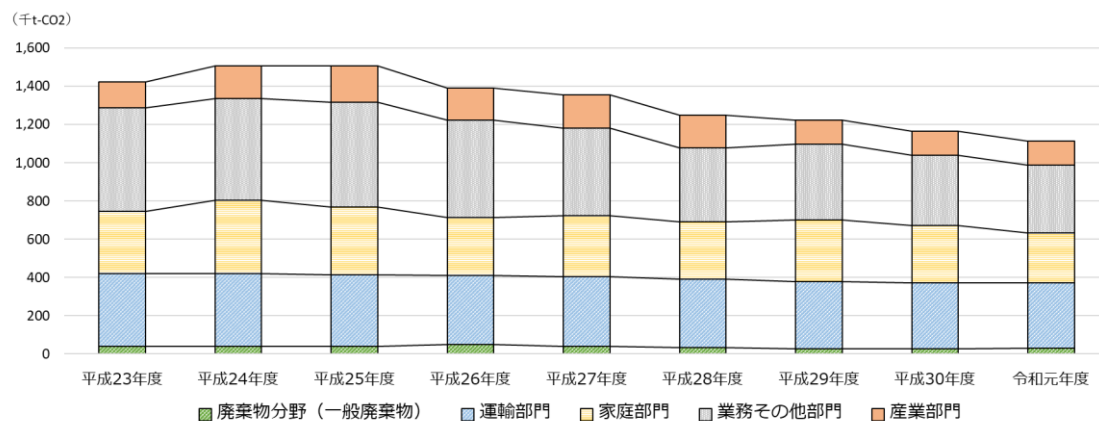
出典：山梨県ホームページ、甲府市ホームページ

## 5 温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）

二酸化炭素の排出量は、2019（R1）年度で1,114千t-CO<sub>2</sub>となっており、2013（H25）年度の1,508千t-CO<sub>2</sub>と比較し、394千t-CO<sub>2</sub>減少しています。

部門別では、業務その他部門（事務所・ビル、商業・サービス施設等）の割合が最も高く、運輸部門や家庭部門が占める割合も高くなっています。

甲府市の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量

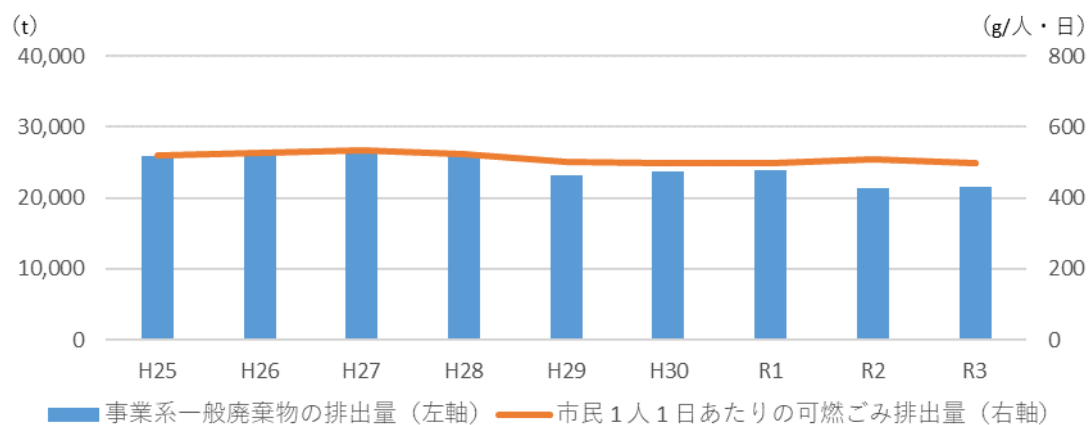


出典：自治体排出量カルテ（環境省）

## 6 ごみ排出量

ごみ排出量は、2021（R3）年度で事業系一般廃棄物が21,578tとなっており、緩やかながら減少傾向にあります。一方で、市民1人1日あたり可燃ごみ排出量は499.81g/人・日となっており、横ばいで推移しています。

事業系一般廃棄物及び市民1人1日あたり可燃ごみの排出量



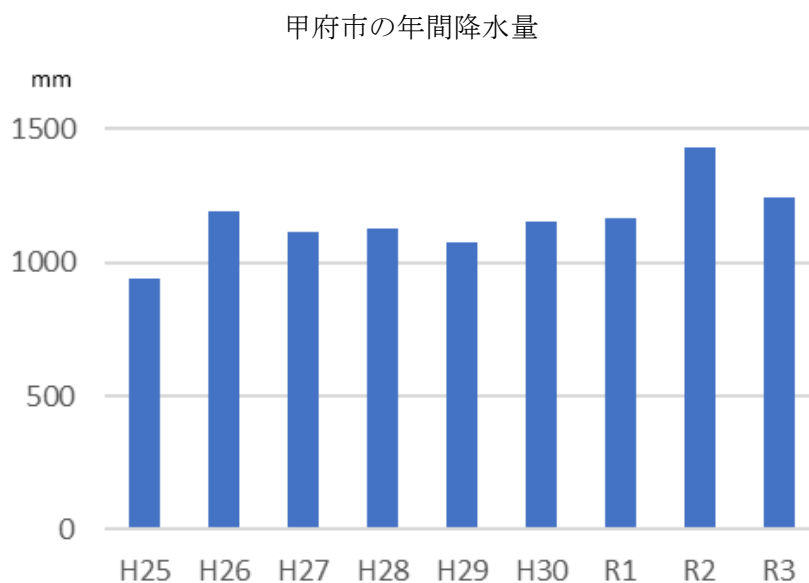
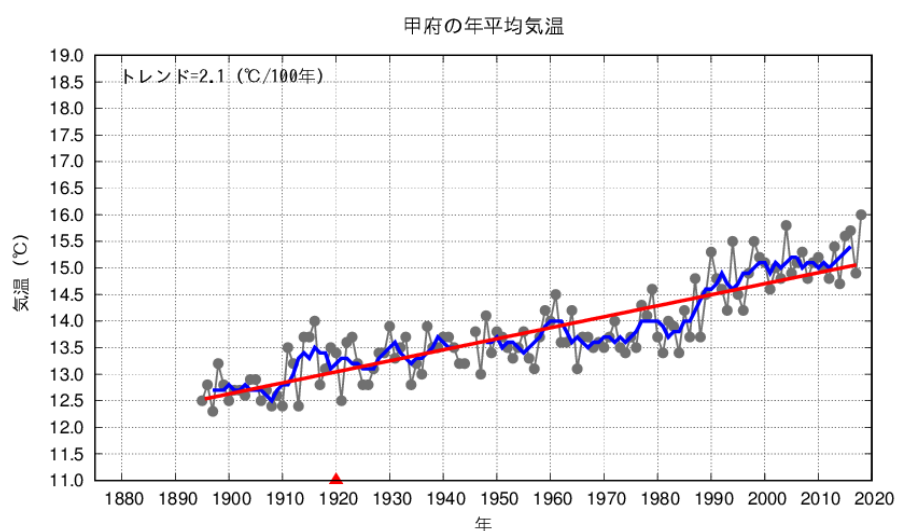
出典：甲府市環境基本計画年次報告（甲府市）

## 7 気候及び気候変動

本市は、盆地のため内陸性気候区に分類され、夏は非常に暑く、冬は厳しい寒さに見舞われるという特徴があります。また、年間降水量は全国平均より少なく、年間日照時間は全国でもトップクラスを誇っています。

なお、甲府地方気象台の観測データによると、本市の年平均気温は長期的に上昇傾向を示しており、100年あたり2.2℃上昇しています。また、直近10年の年平均気温は、15℃前後で推移しています。

年降水量は減少傾向にあり、直近10年では900～1500mmの間で推移しています。



出典：気象庁 HP

## 7 市民・事業者のアンケート調査結果

### 1 調査概要

#### (1) 調査の目的

第三次甲府市環境基本計画策定及び甲府市地球温暖化対策実行計画の改定に向けて、市民及び市内事業者の環境に関連する取組状況や課題等、甲府市に期待する施策等について把握するため、次のとおりアンケート調査を実施しました。

#### (2) 調査概要

	市民	事業者
調査地域	市内全域	
調査対象	甲府市在住の16歳以上の男女 2,000人	甲府市内の事業者200事業所
抽出方法	住民基本台帳登録者から 無作為抽出	甲府市内の事業者から無作為抽出
実施方法	郵送配付・郵送回収法（無記名）	
調査期間	2022（R4）年7月28日～8月10日	
回収数 （回収率）	776人（38.8%）	80社（40.0%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画について</li> <li>・地球温暖化対策について</li> <li>・甲府市の環境について（自由記入）</li> </ul>	

#### (3) アンケート結果中の記号等について

- （SA）・・・単一回答（Single Answer）の略。選択回答は1項目のみです。
- （MA）・・・複数回答（Multi Answer）の略。回答する選択肢の数に制限がある場合があります。
- n・・・回答者数（number）を表します。（例：「n=100」は回答者数が100人）
- 本文や図表の選択肢の言葉は、短縮している場合があります。
- 比率は100分率で表しており、小数点第2位以下を四捨五入して算出しているため、比例の合計が必ずしも100%にならない場合があります。
- 複数回答の場合は合計値が100%にならない場合があります。

#### (4) 結果概要

##### <市民アンケート>

- ・ 環境問題に関心があるという回答が7割強、地球温暖化問題に関心があるという回答が約8割となっており、環境への関心が高くなっています。
- ・ 甲府市が行っている環境に関する取組の認知度について、「太陽光発電システムや蓄電システムへの設置補助」や「資源物ステーションの設置」が高いものの、約3割にとどまっています。また、「全て知らない」とする回答も約2割となっており、取組に対する認知度はあまり高まっていません。
- ・ 甲府市の環境の将来あるべき姿について、「自然や緑が豊かなまち」、「公害などがなく、良好な生活環境が整ったまち」の回答が多くなっています。
- ・ 今後進めるべき取組について、「ごみ減量化・再資源化・食品ロス削減への支援」、「水環境の保全」、「ごみの不法投棄・ポイ捨て対策」の割合が高くなっており、ごみ問題や生活環境に関する関心が高くなっています。
- ・ ゼロカーボンシティという言葉について、「知っている」が3割弱、「聞いたことがある」が4割弱となっています。また、甲府市ゼロカーボンシティの表明に対する考えについて、「何を取り組めばいいかわからない」や「取組方法や内容を知る機会が欲しい」といった具体的な取組内容に関する回答の割合が高くなっています。

##### <事業者アンケート>

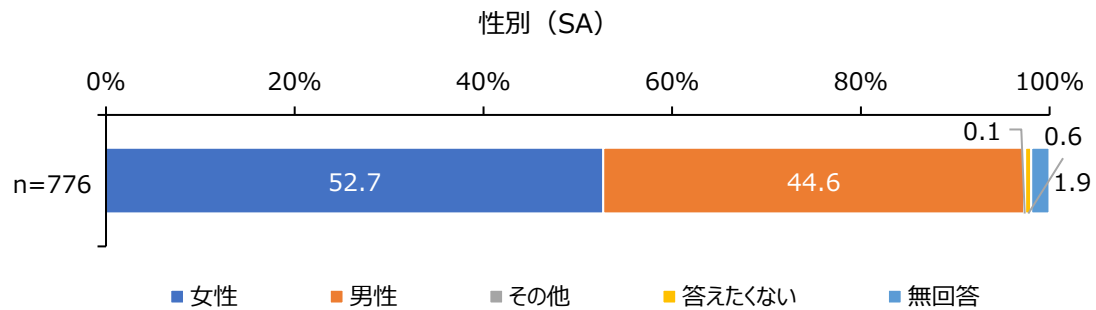
- ・ 環境問題、地球温暖化対策に関心があるという回答はいずれも7割弱となっており、市民と同様に高くなっています。
- ・ 甲府市の環境の将来あるべき姿について、市民と同様に「自然や緑が豊かなまち」、「公害などがなく、良好な生活環境が整ったまち」の回答が多くなっています。
- ・ 環境活動を進めるにあたり甲府市に望むことは、「環境活動推進に対しての融資や助成制度」、「環境活動の実施に対する優遇措置」、「ホームページや広報誌等での環境情報提供の充実」の回答が多くなっています。
- ・ 今後進めるべき取組について、「ごみ減量化・再資源化・食品ロス削減への支援」、「水環境の保全」、「ごみの不法投棄・ポイ捨て対策」の割合が高くなっており、ごみ問題や生活環境に関する関心が高くなっています。
- ・ ゼロカーボンシティという言葉について、「知っている」が3割強、「聞いたことがある」が約4割となっています。また、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組について、「ごみ減量化・再資源化・食品ロス削減へ向けた取組の推進」、「公共交通機関の充実、利用をしやすい仕組みづくり」、「再生可能エネルギーを地産地消する仕組みづくり」が高くなっています。



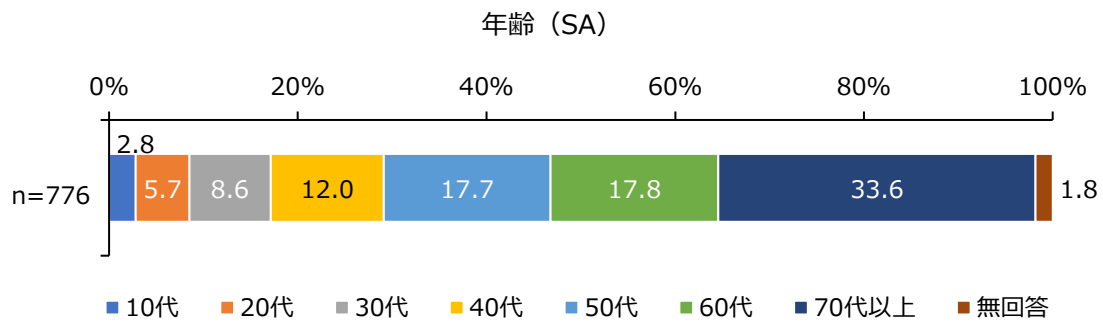
## 2 市民アンケートの結果

## (1) 回答者の属性

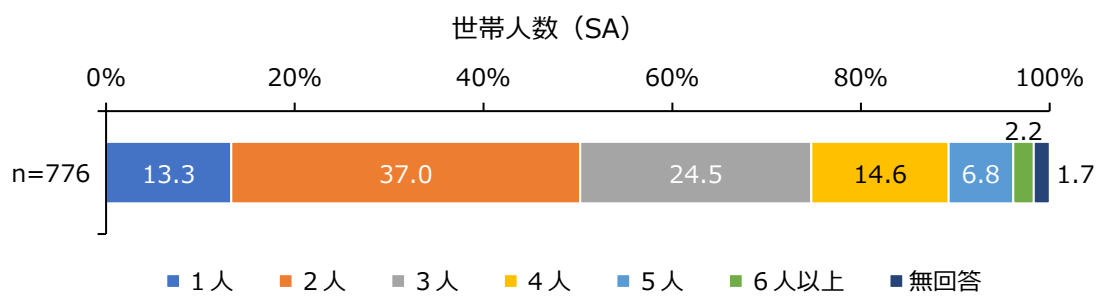
## 1) 回答者の性別



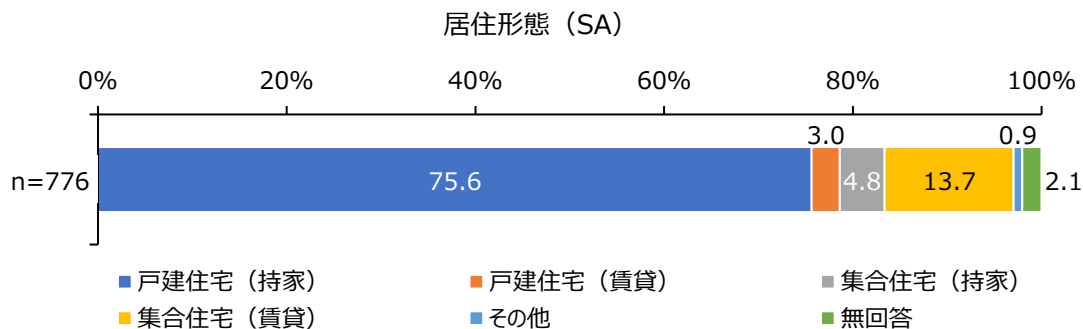
## 2) 回答者の年齢



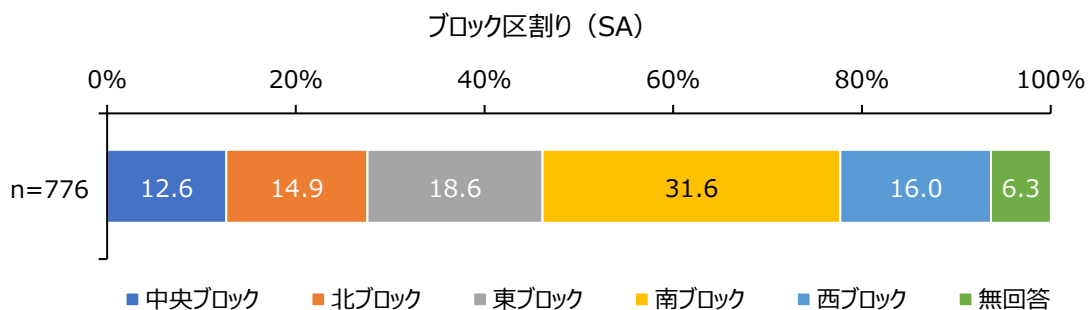
## 3) 世帯人数



4) 居住形態



5) 居住地区



(参考) 甲府市のブロック区割り

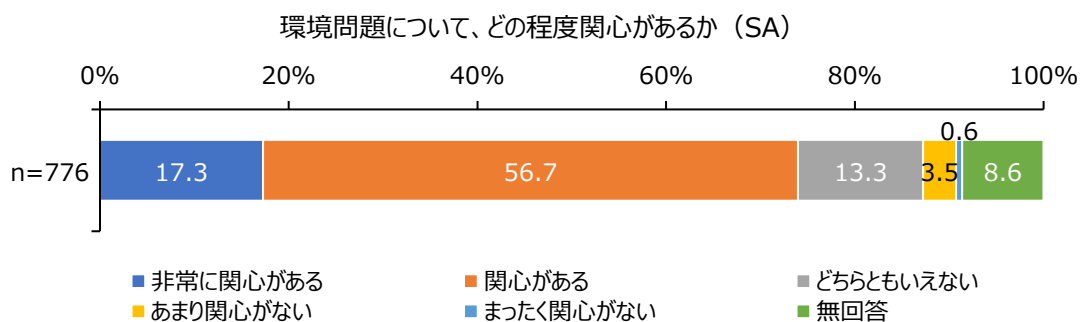


## (2) アンケート調査結果

## &lt;甲府市環境基本計画について&gt;

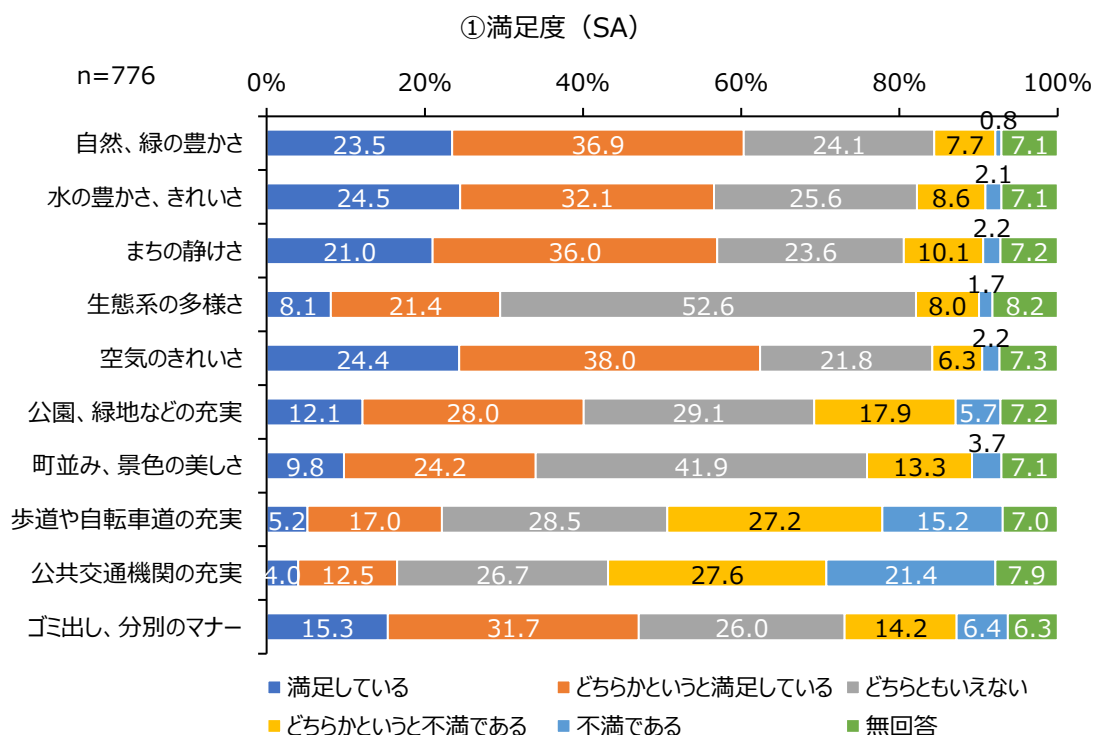
## 1) 環境問題への関心について

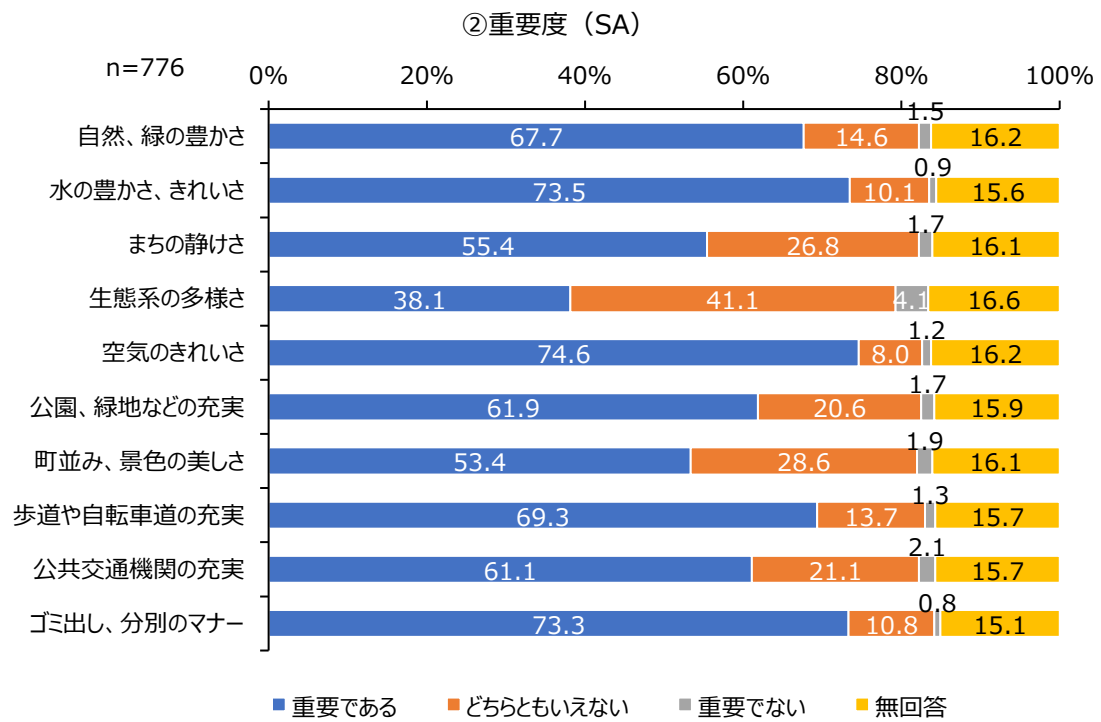
問 1	あなたは環境問題について、どの程度関心がありますか。(○は1つ)
-----	----------------------------------

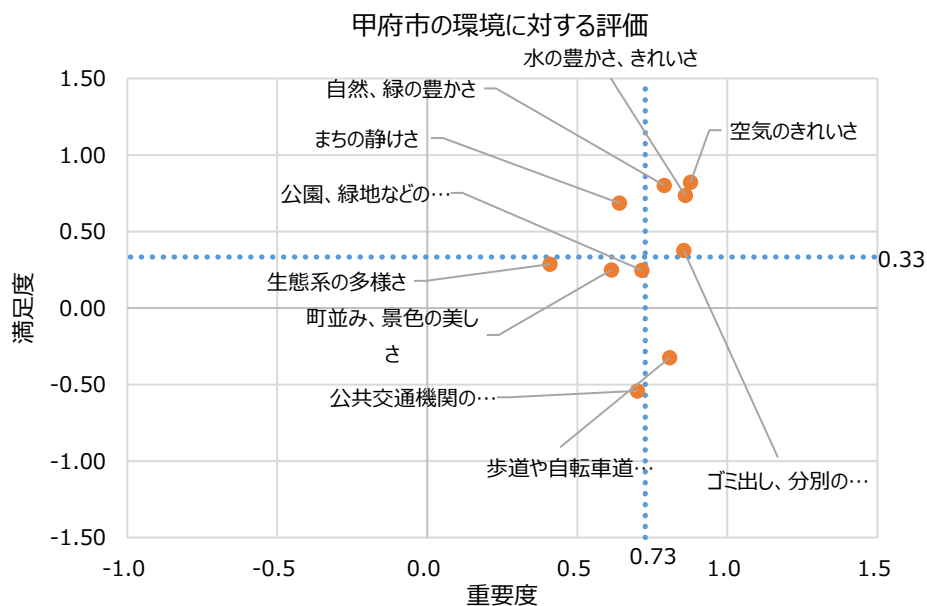


## 2) 居住地区の環境に関する満足度・重要度について

問 2	あなたの住んでいる地区の環境 (1) ~ (10) の項目について、① 満足度と②重要度をお答えください。(それぞれの項目ごとに○を1つずつ)
-----	---







	満足度	重要度
自然、緑の豊かさ	0.80	0.79
水の豊かさ、きれいさ	0.74	0.86
まちの静けさ	0.68	0.64
生態系の多様さ	0.29	0.41
空気きれいさ	0.82	0.88

	満足度	重要度
公園、緑地などの充実	0.25	0.72
町並み、景色の美しさ	0.25	0.61
歩道や自転車道の充実	-0.33	0.81
公共交通機関の充実	-0.54	0.70
ゴミ出し、分別のマナー	0.38	0.85
平均	0.33	0.73

[満足度、重要度の加重平均値による評価点の算出方法]

満足度（5段階評価）	重要度（3段階評価）	点数
満足している		2点
どちらかというと満足している	重要である（他の分野より優先する）	1点
どちらともいえない	どちらともいえない	0点
どちらかというと不満である	重要でない（縮小してもよい）	-1点
不満である		-2点

※加重平均値の算出方法

各段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点（満足度・重要度）を算出する。

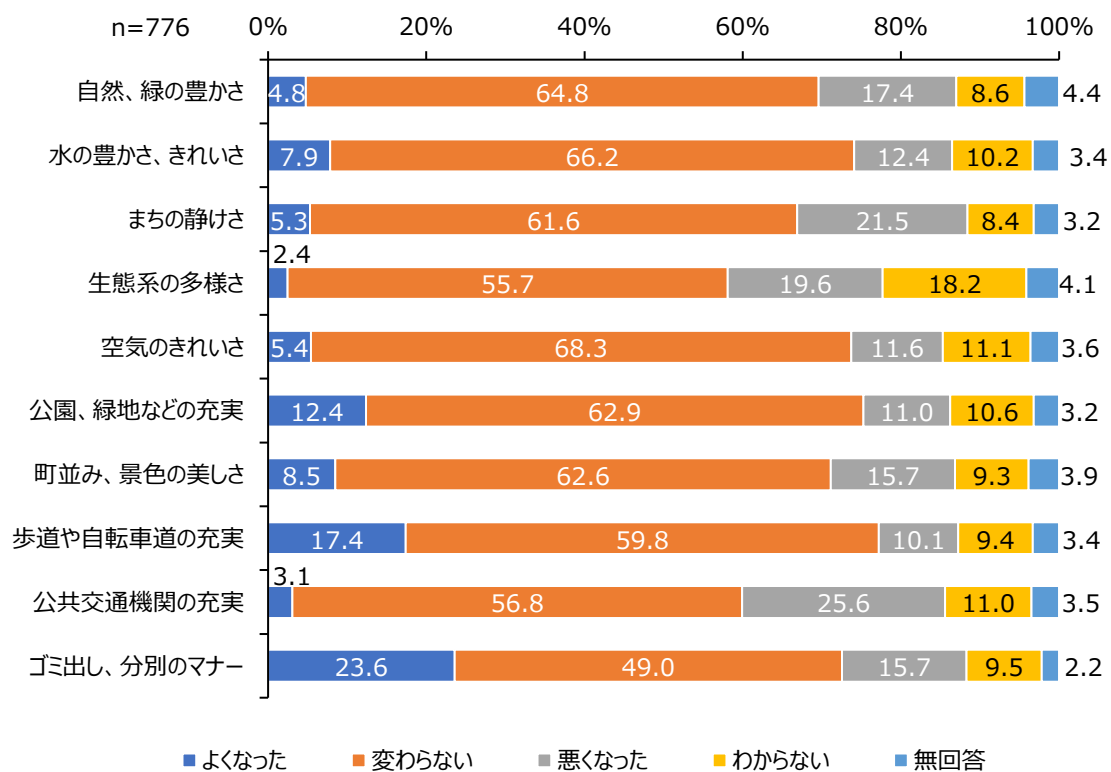
$$\text{評価点} = \left( \begin{array}{l} \text{上記各段階の回答者数} \\ \times \text{与えられた各点数の全段階の和} \end{array} \right) \div \text{各項目の回答者数}$$

（注）ポートフォリオ分析：顧客満足度調査等で用いられる分析手法のひとつ。製品・サービスにおける項目別満足度などを軸にして2次元グラフで表現することで、重点的善項目を抽出する。

### 3) 居住地区の環境の変化について

問 3	あなたが住んでいる地区の環境は、10年前と比較してどのように変わったと感じますか。（それぞれの項目ごとに○を1つずつ）
-----	---

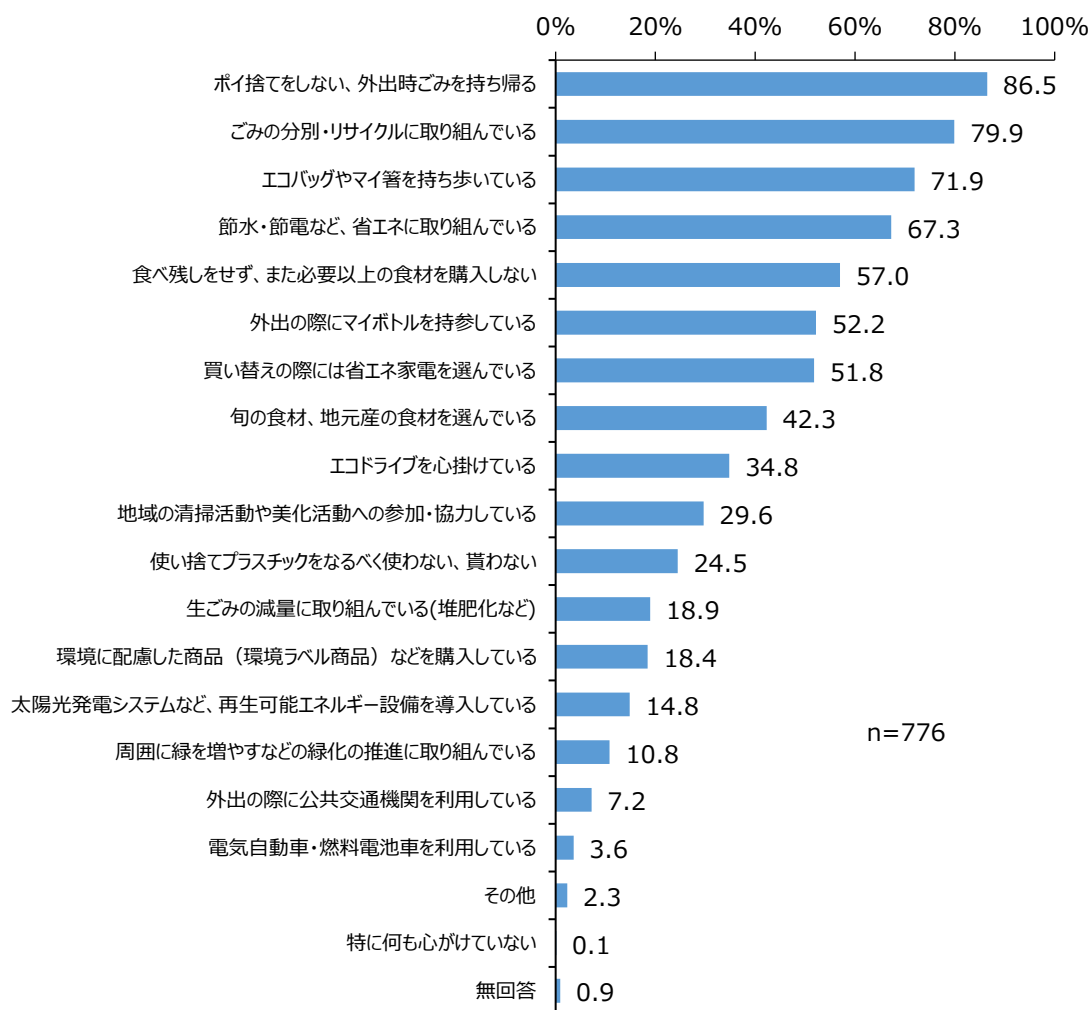
住んでいる地区の環境は、10年前と比較してどのように変わったと感じるか（SA）



## 4) 普段の生活の中で行っていることについて

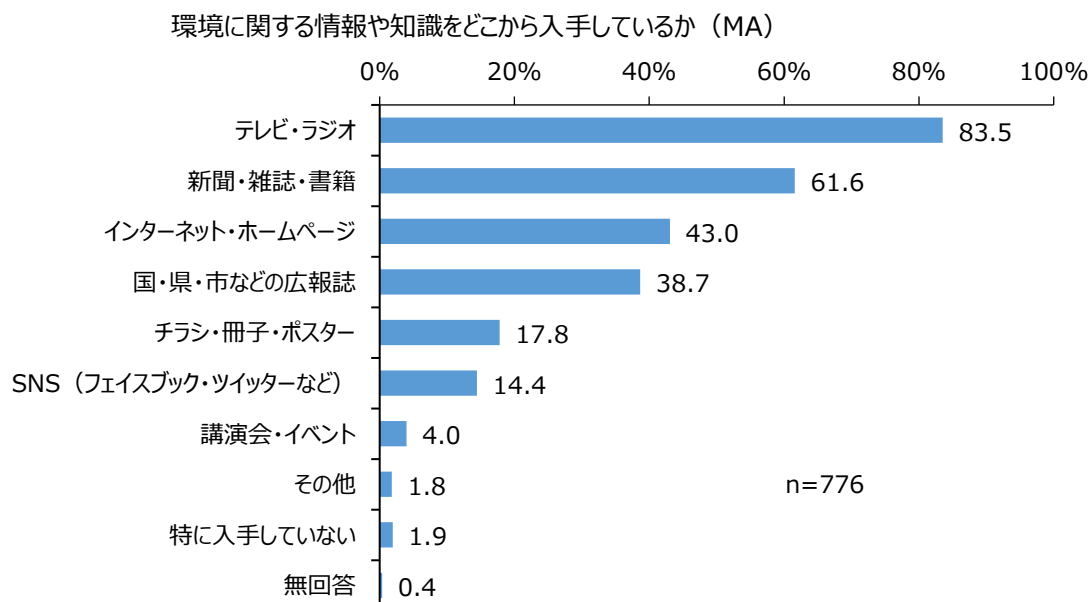
問 4	あなたが環境に関して普段の生活の中で行っている取組はありますか。(○は複数回答可)
-----	---

環境に関して普段の生活の中で行っている取組み (MA)



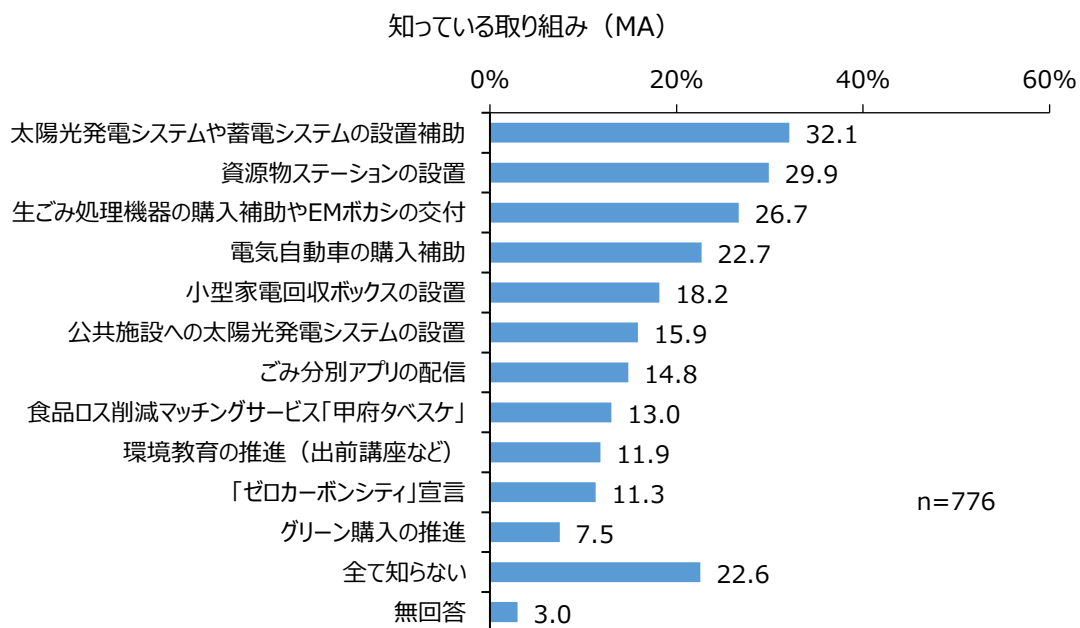
## 5) 情報や知識の入手先について

問 5	あなたは環境に関する情報や知識をどこから入手していますか。 (○は複数回答可)
-----	--



## 6) 甲府市が進めている取組の認知について

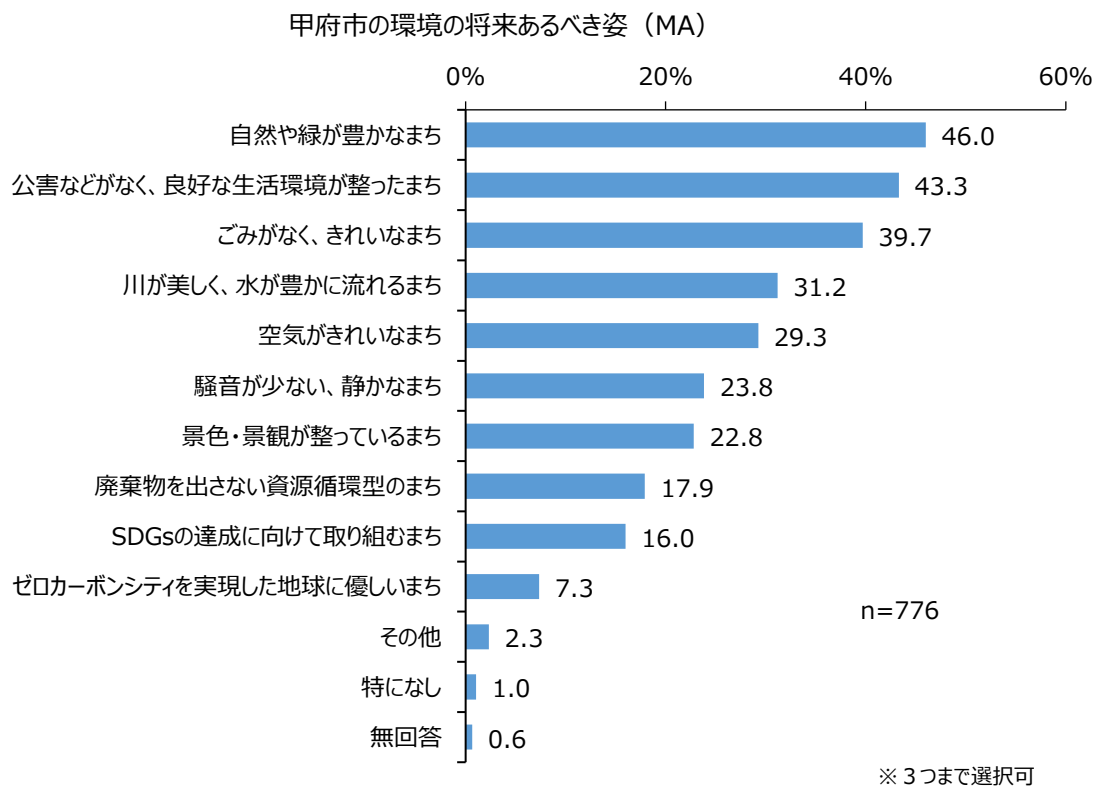
問 6	以下の項目は、現在甲府市が進めている環境に関する取組です。あなたが知っている取組はありますか。(○は複数回答可)
-----	--





## 7) 甲府市の環境の将来あるべき姿について

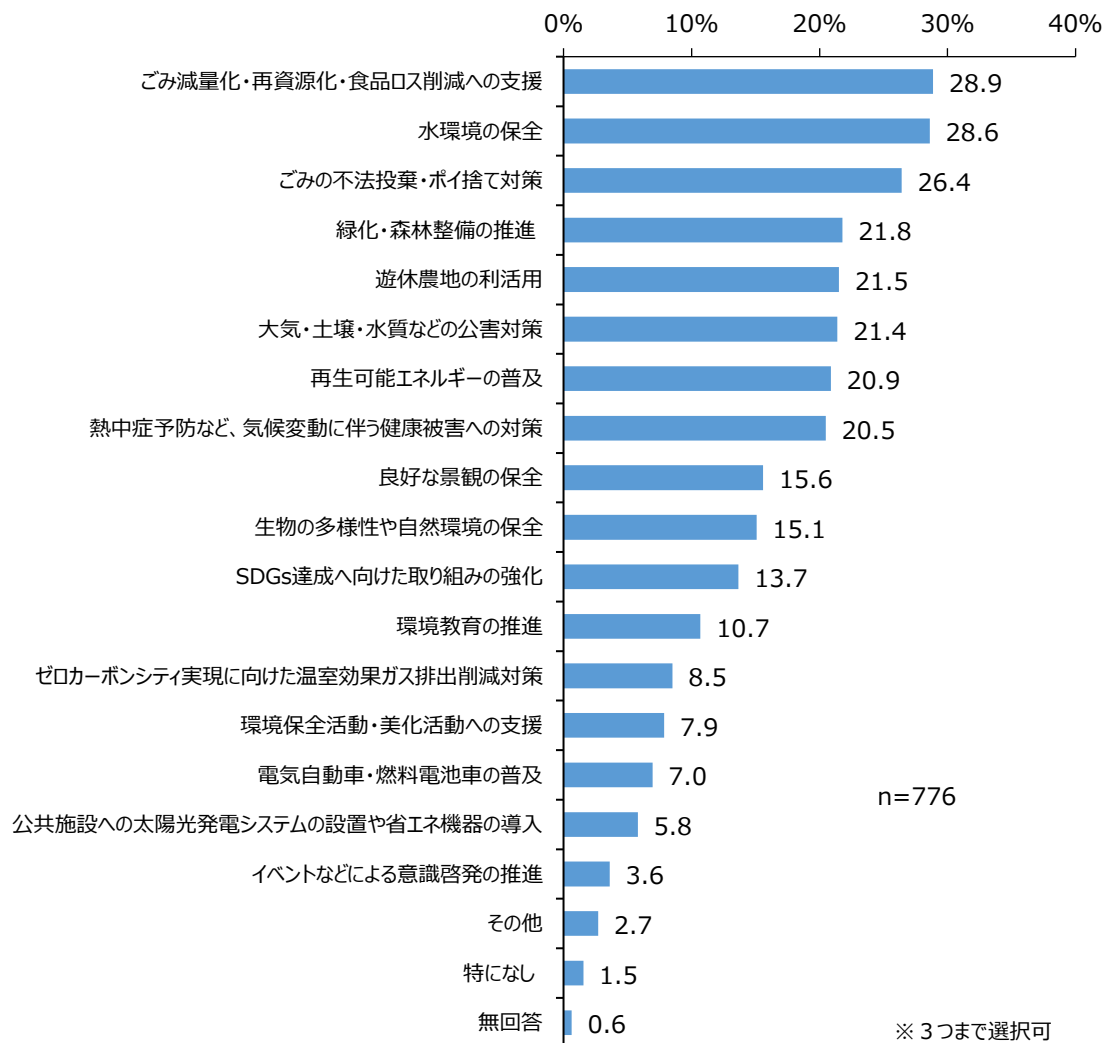
問 7	あなたが望む、甲府市の環境の将来あるべき姿をお答えください。 (○は3つまで)
-----	--



8) 今後進めるべき取組について

問 8	甲府市が環境施策に取り組むにあたって、今後どのようなことを重点的・優先的に進めるべきだと思いますか。(〇は3つまで)
-----	--

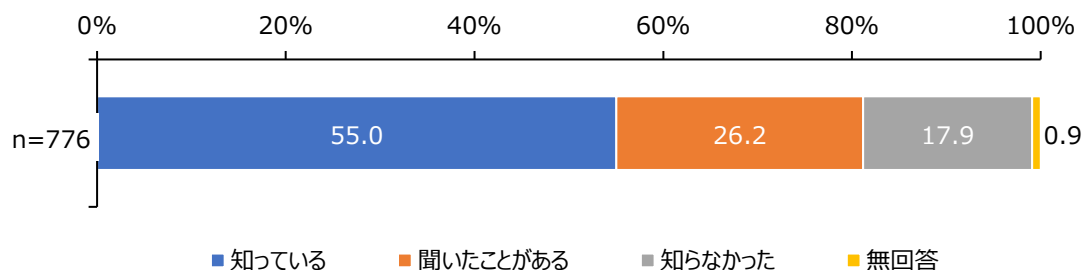
環境施策に取り組むにあたり、今後重点的・優先的に進めるべきだと思うこと (MA)



## 9) SDGs の認知について

問 9	あなたは、SDGs についてご存じですか。 (○は1つ)
-----	------------------------------

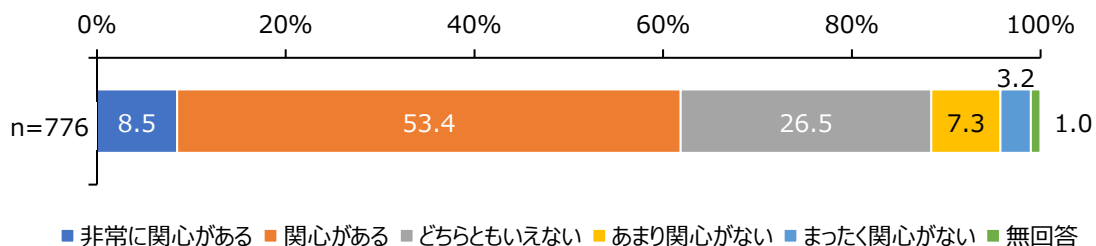
SDGsについて知っているか (SA)



## 10) SDGs への関心について

問 10-1	あなたは、SDGs に関心がありますか。 (○は1つ)
--------	-----------------------------

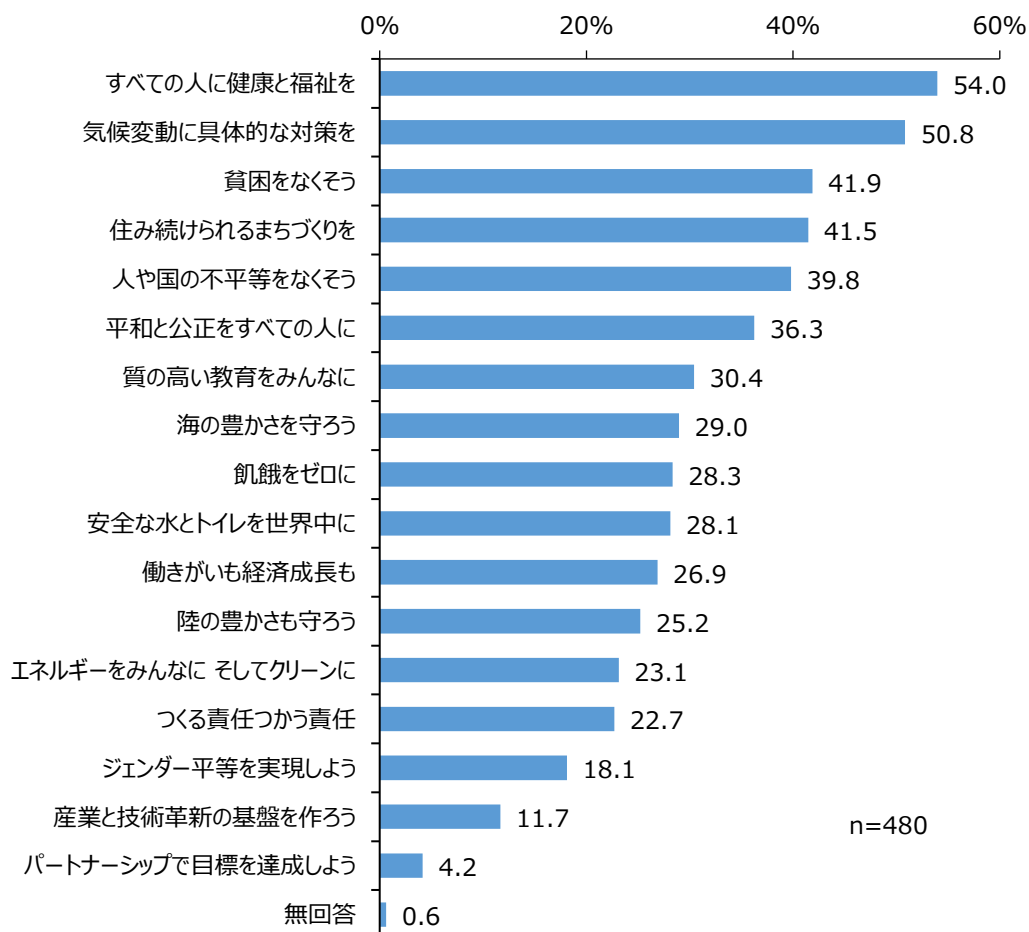
SDGsに関心があるか (SA)



## 11) 関心のある SDGs のゴールについて

問 10-2	問 10-1 で「1. 非常に関心がある」または「2. 関心がある」と回答された方にお聞きします。あなたが SDGs の 17 のゴールで関心があるものはどれですか。（○は複数回答可）
--------	--

SDGsの17のゴールで関心があるもの（MA）

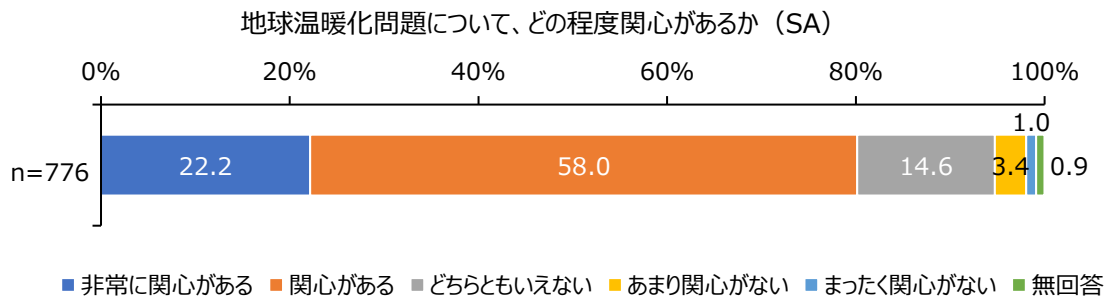


※SDGsに「非常に関心がある」「関心がある」と回答した方のみ

<甲府市地球温暖化対策実行計画について>

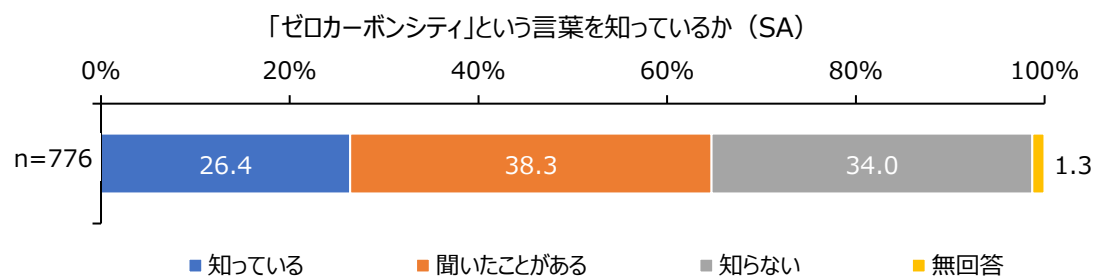
12) 地球温暖化問題への関心について

問 11	あなたは地球温暖化問題について、どの程度関心がありますか。(○は1つ)
------	-------------------------------------



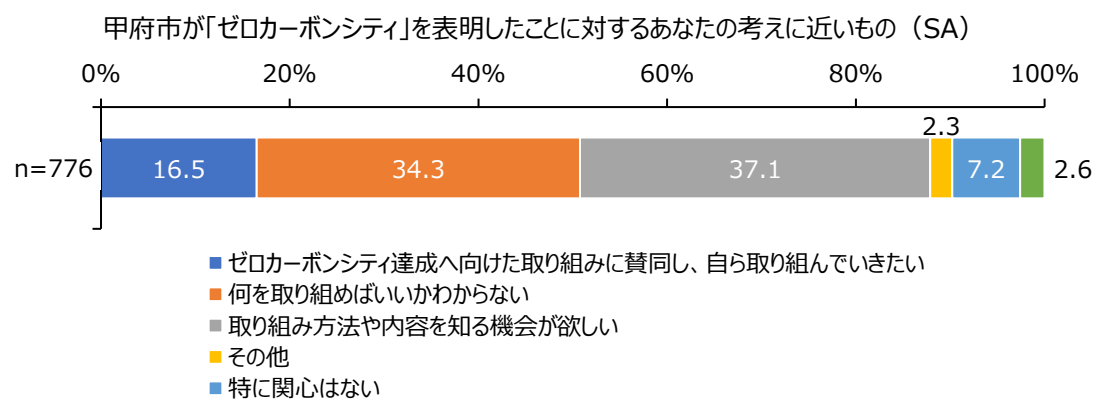
13) ゼロカーボンシティの認知について

問 12	あなたは「ゼロカーボンシティ」という言葉をご存じですか。(○は1つ)
------	------------------------------------



14) ゼロカーボンシティの表明に対する考えについて

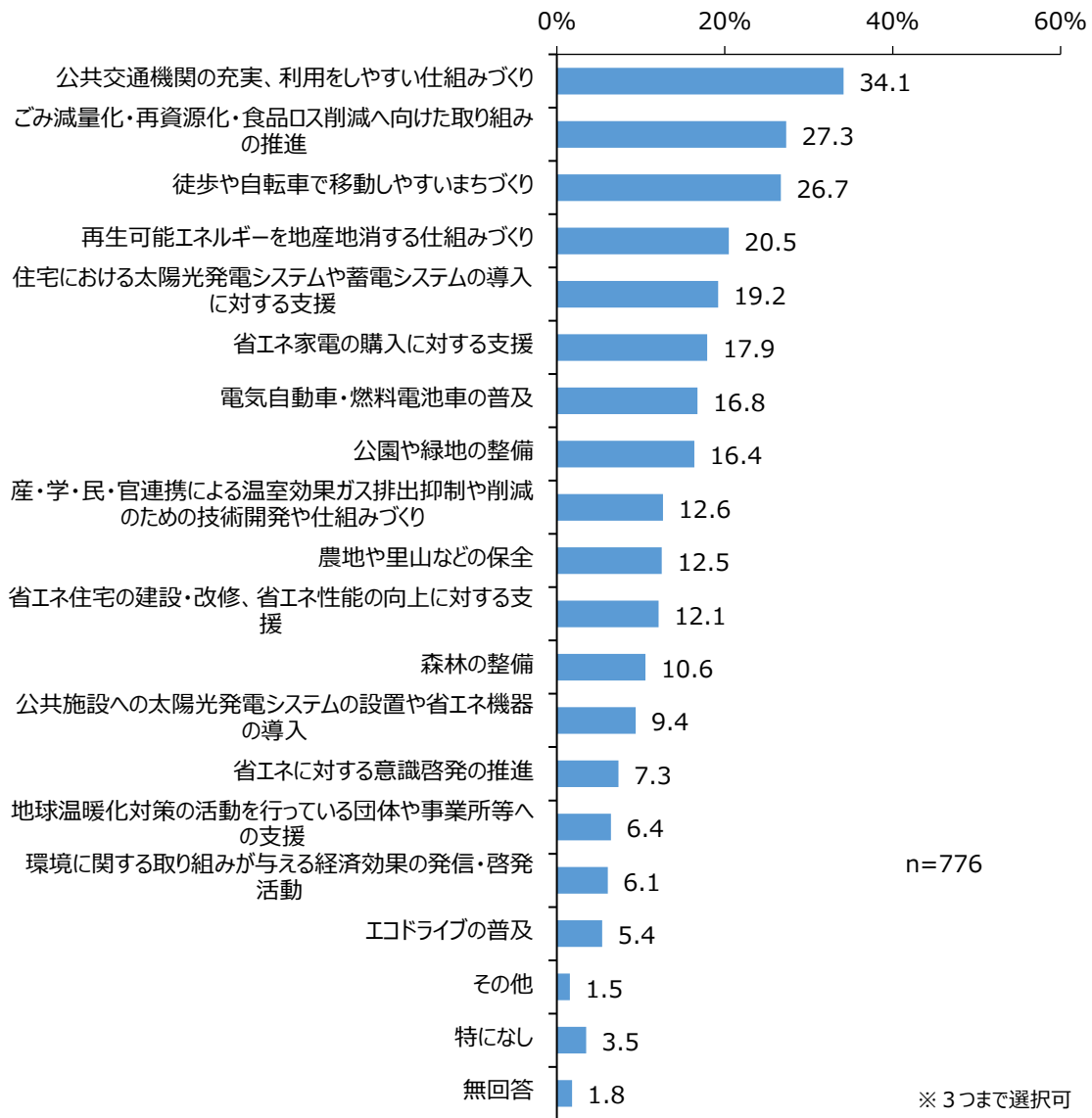
問 13	甲府市が「ゼロカーボンシティ」を表明したことについて、あなたの考えに近いものはどれですか。(○は1つ)
------	---



15) ゼロカーボンシティの実現に向けた取組について

問 14	甲府市がゼロカーボンシティの実現を目指すことについて、今後どのようなことを重点的に取組むべきだと思いますか。(〇は3つまで)
------	--

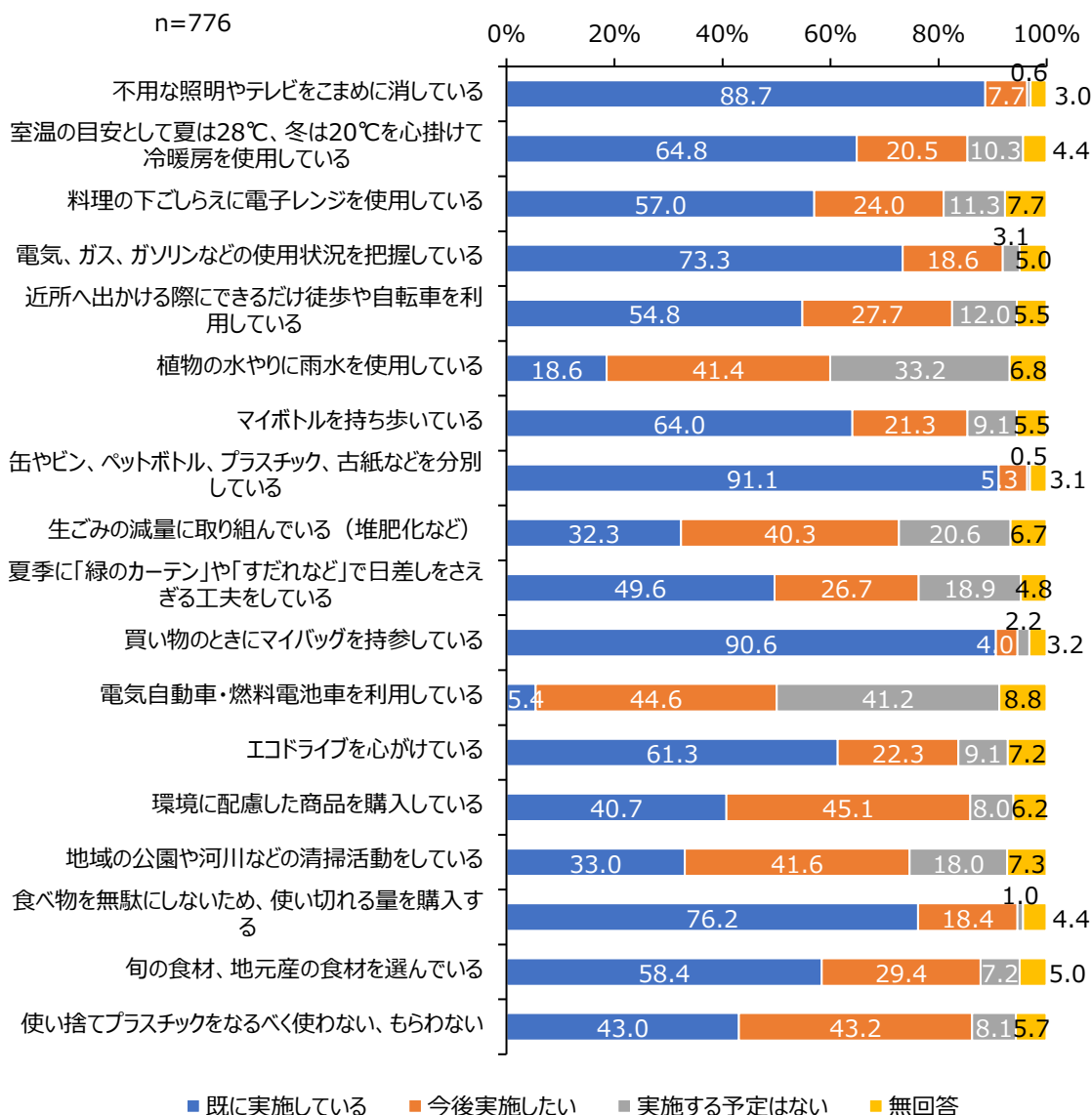
ゼロカーボンシティの実現のために今後どのようなことを重点的に取組むべきか (MA)



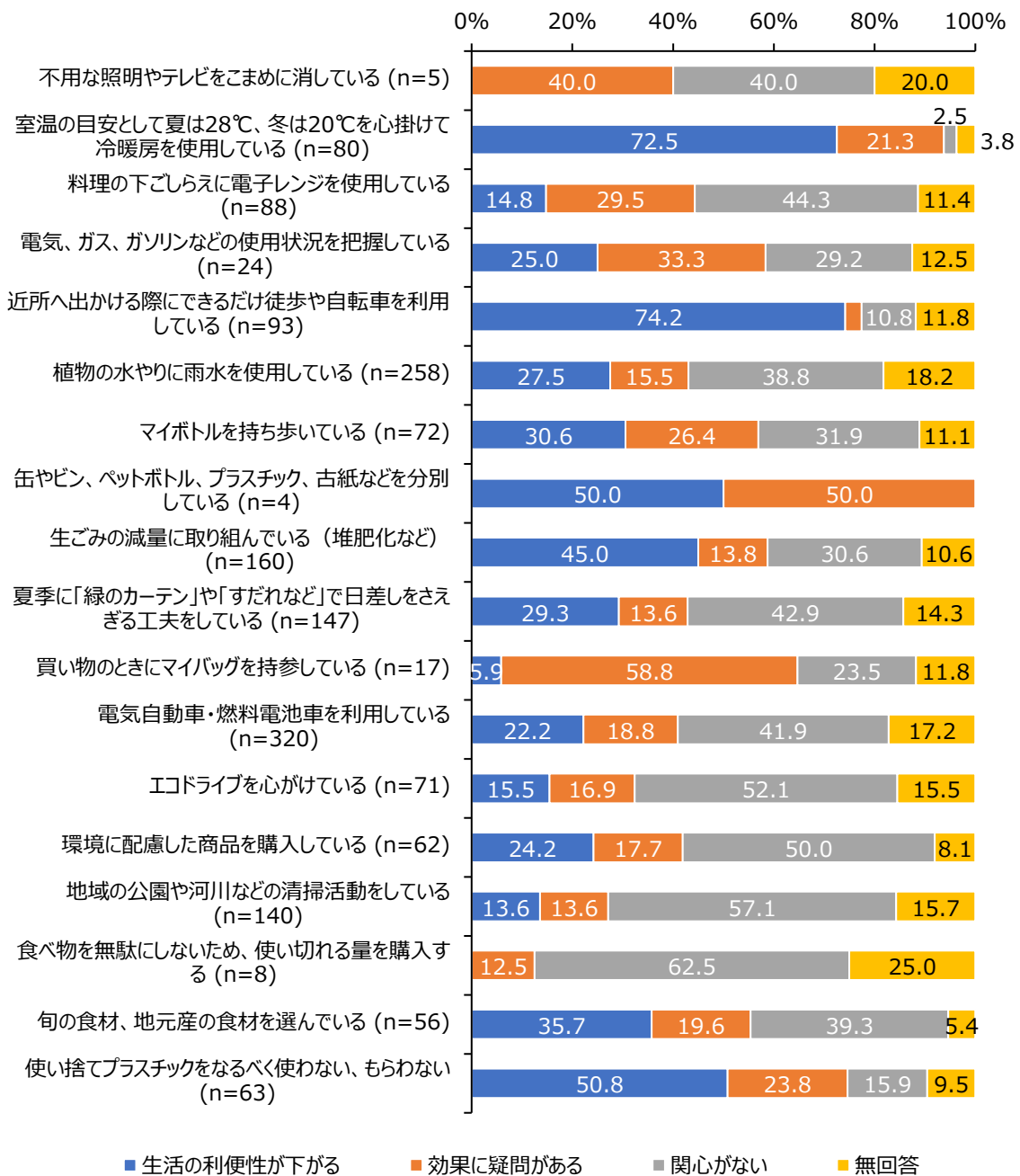
## 16) 地球温暖化防止への取組状況について

問 15	あなたは地球温暖化防止への取組を実施していますか。 なお、「3 実施する予定はない」を選択した場合その理由は何ですか。
------	--

地球温暖化防止への取り組みを実施しているか (SA)



地球温暖化防止への取り組みを実施する予定がない理由（SA）

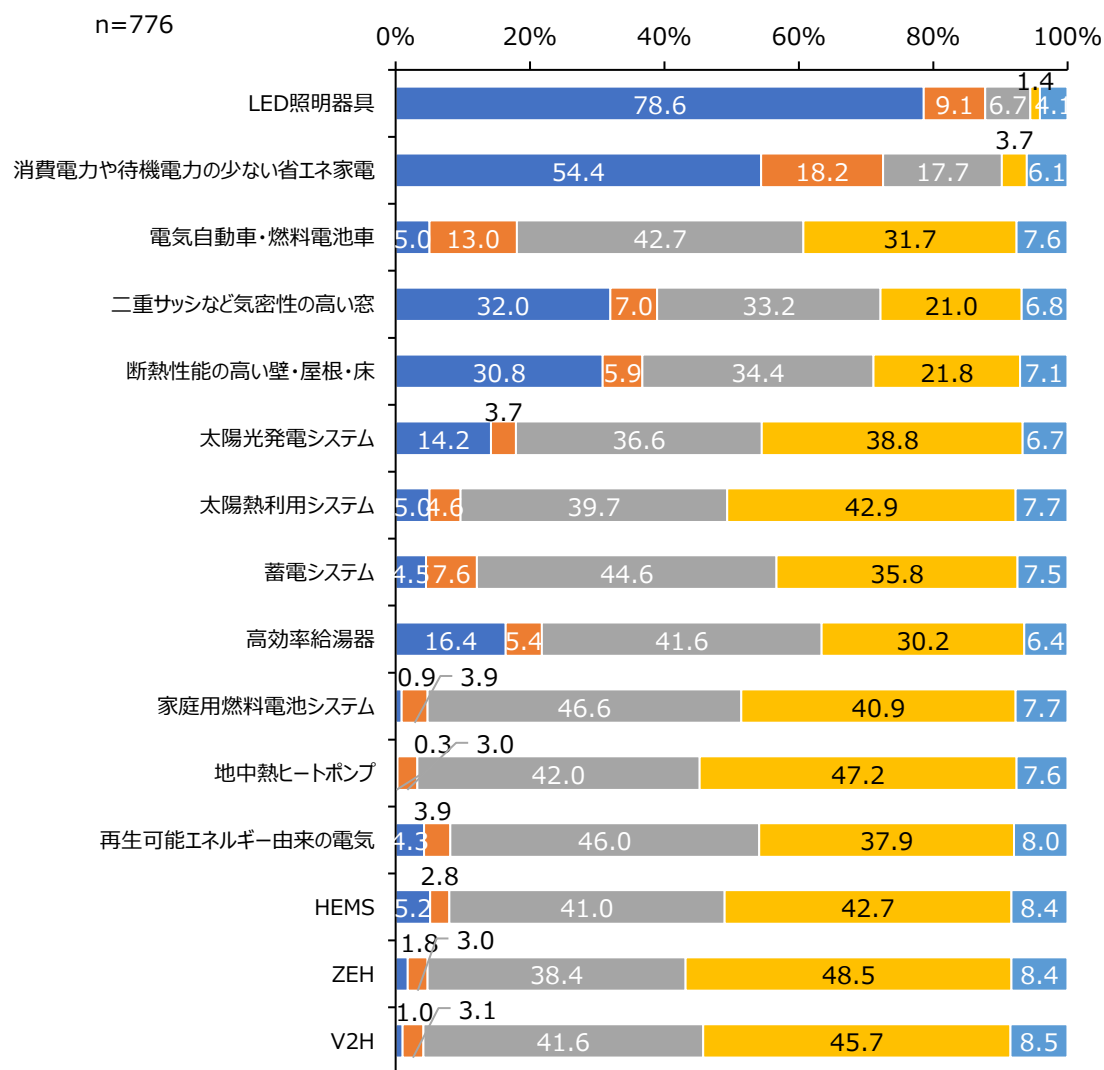




## 17) 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入について

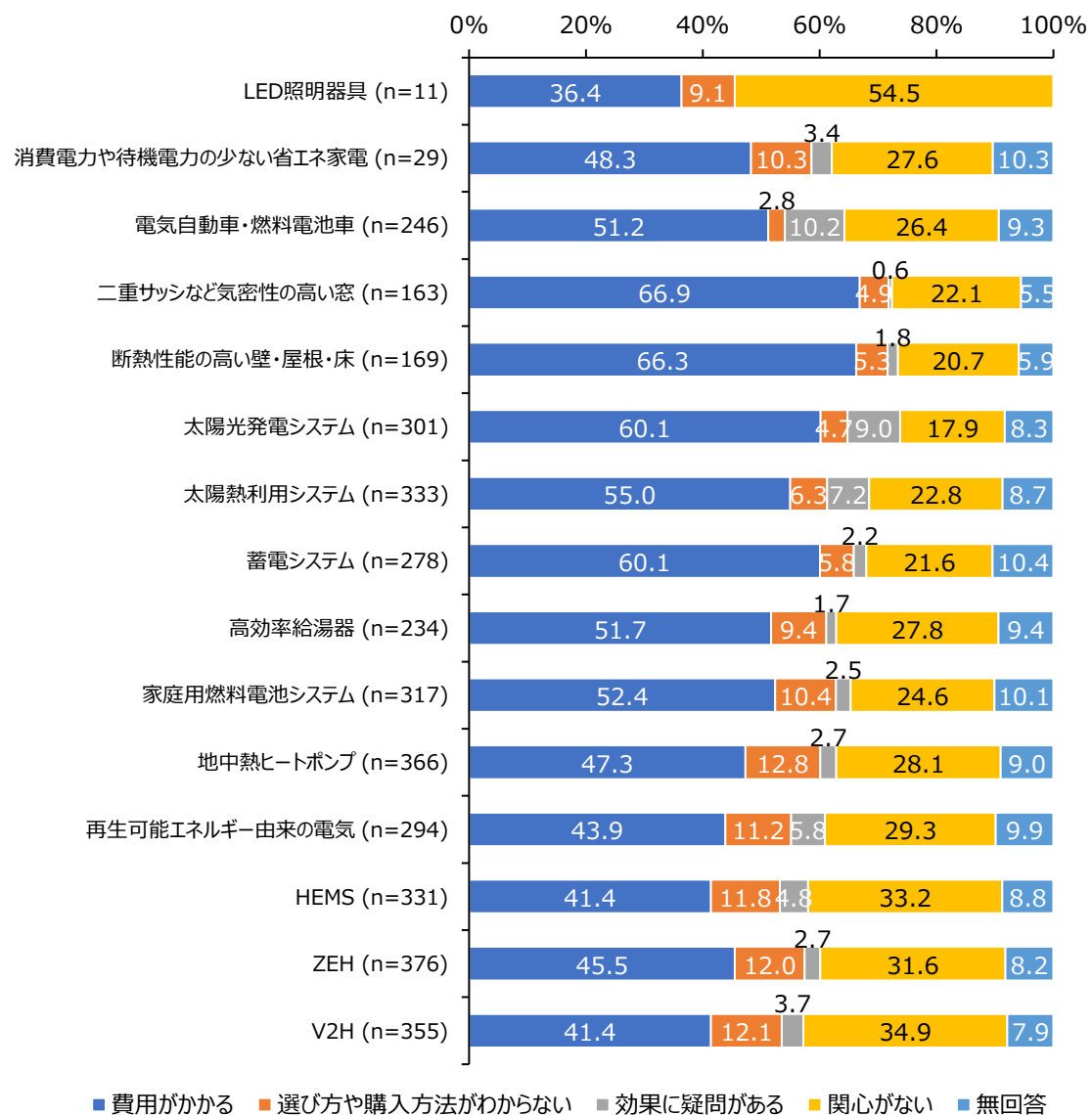
問 16	あなたの家庭では、省エネルギーや再生可能エネルギーの設備を導入していますか。なお、「4 導入する予定はない」を選択した場合その理由は何ですか。
------	---

あなたの家庭では、省エネルギーや再生可能エネルギーの設備を導入しているか (SA)



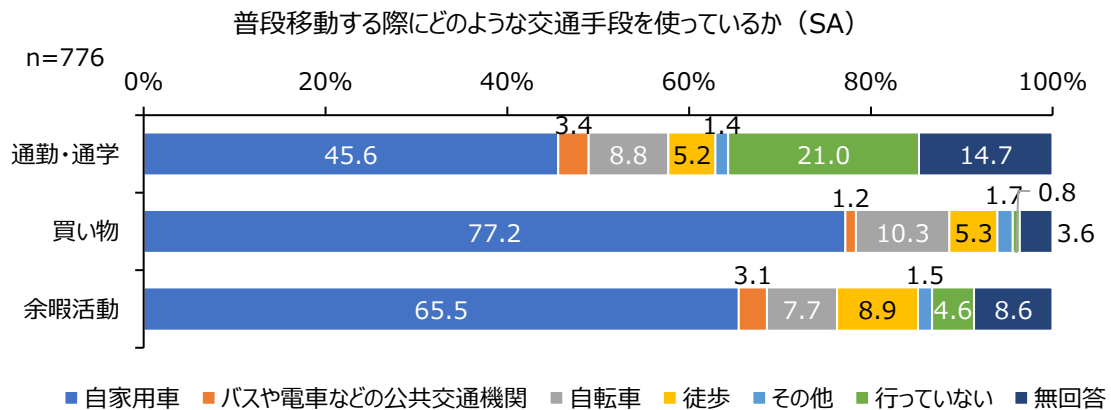
■ 既に導入している ■ 導入を検討中 ■ 導入する予定はないが関心はある ■ 導入する予定がない ■ 無回答

家庭では、省エネルギーや再生可能エネルギーの設備を導入する予定がない理由（SA）



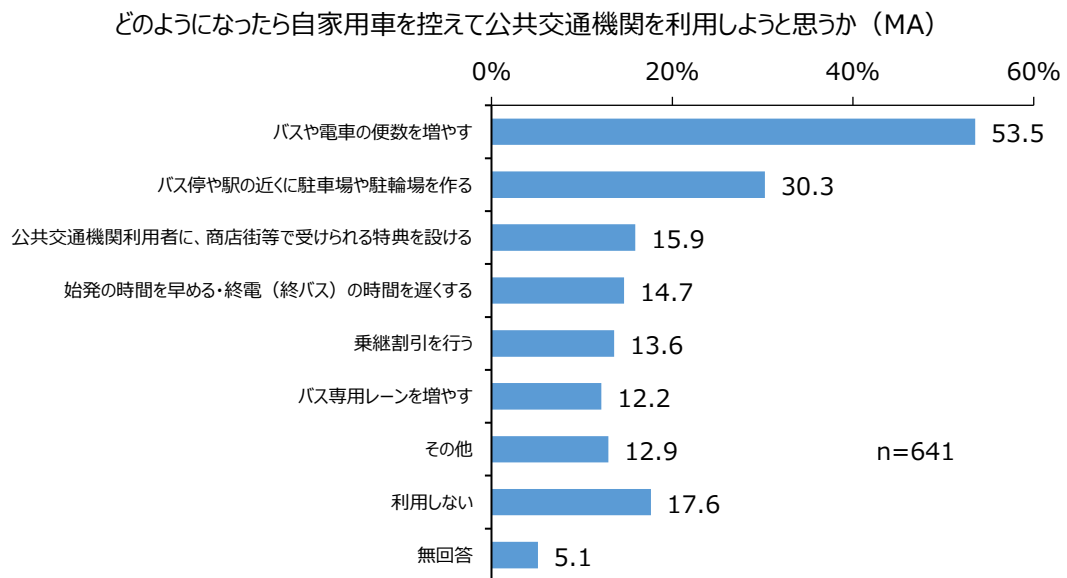
## 18) 移動の際の交通手段について

問 17-1	あなたは通勤・通学や買い物など、普段移動する際にどのような交通手段を使っていますか。（それぞれの項目ごとに○を1つずつ）
--------	--



## 19) 公共交通機関の利用促進について

問 17-2	問 17-1 のいずれかで「1 自家用車」と回答された方にお聞きします。どのようになつたら自家用車を控えて公共交通機関を利用しようと思いませんか。(○は複数回答可)
--------	--

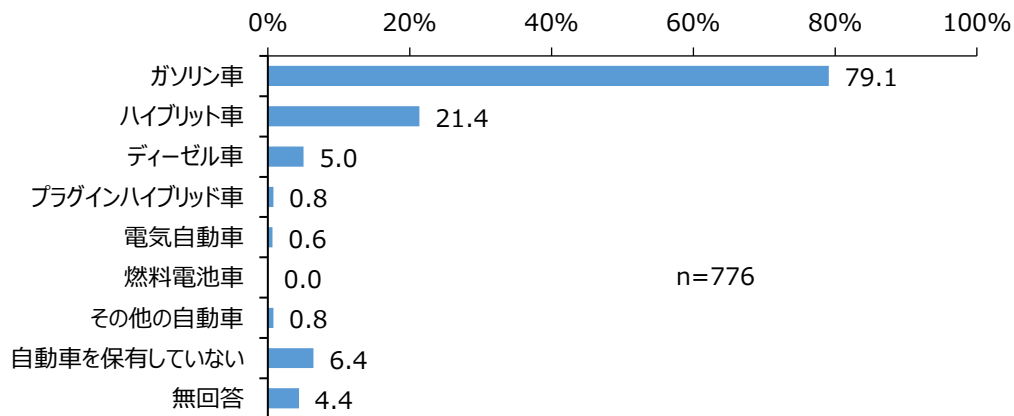


※普段の移動手段として自家用車を利用すると回答した方の

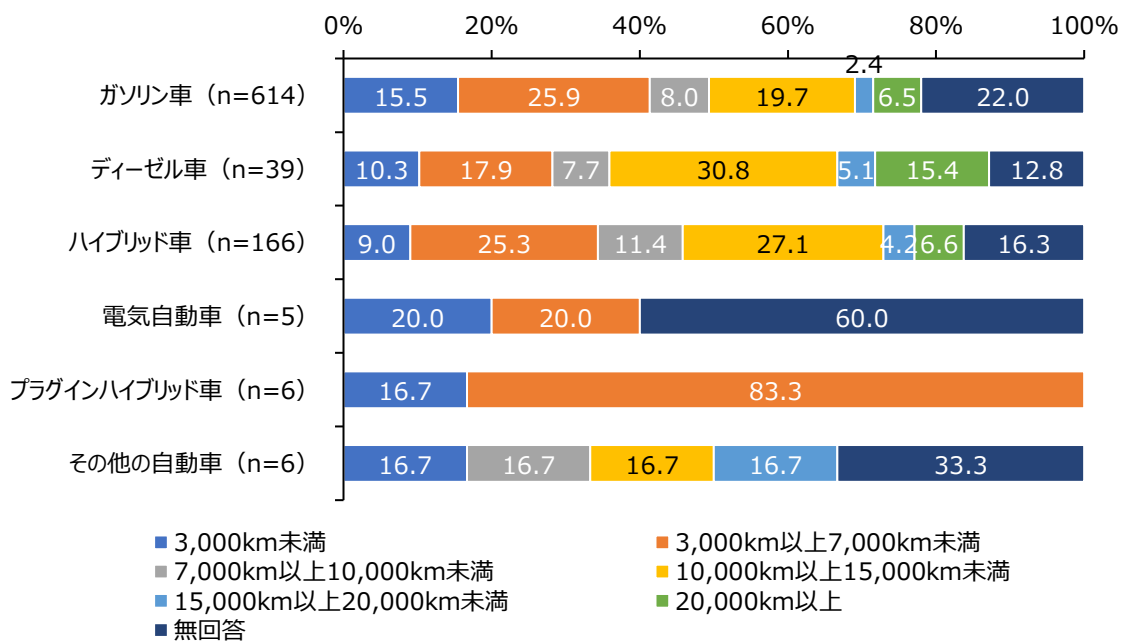
20) 自家用車の保有状況について

問 18	あなたの家庭における自動車の保有状況等についてお答えください。(○は複数回答可) また、[ ]に保有台数と1台あたりのおおよその年間走行距離をご記入ください。
------	---

自動車の保有状況等 (MA)

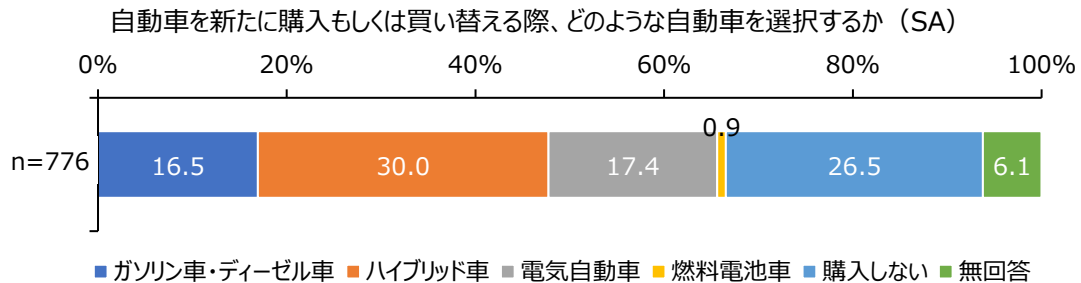


車種別の1台あたり年間走行距離 (NA)



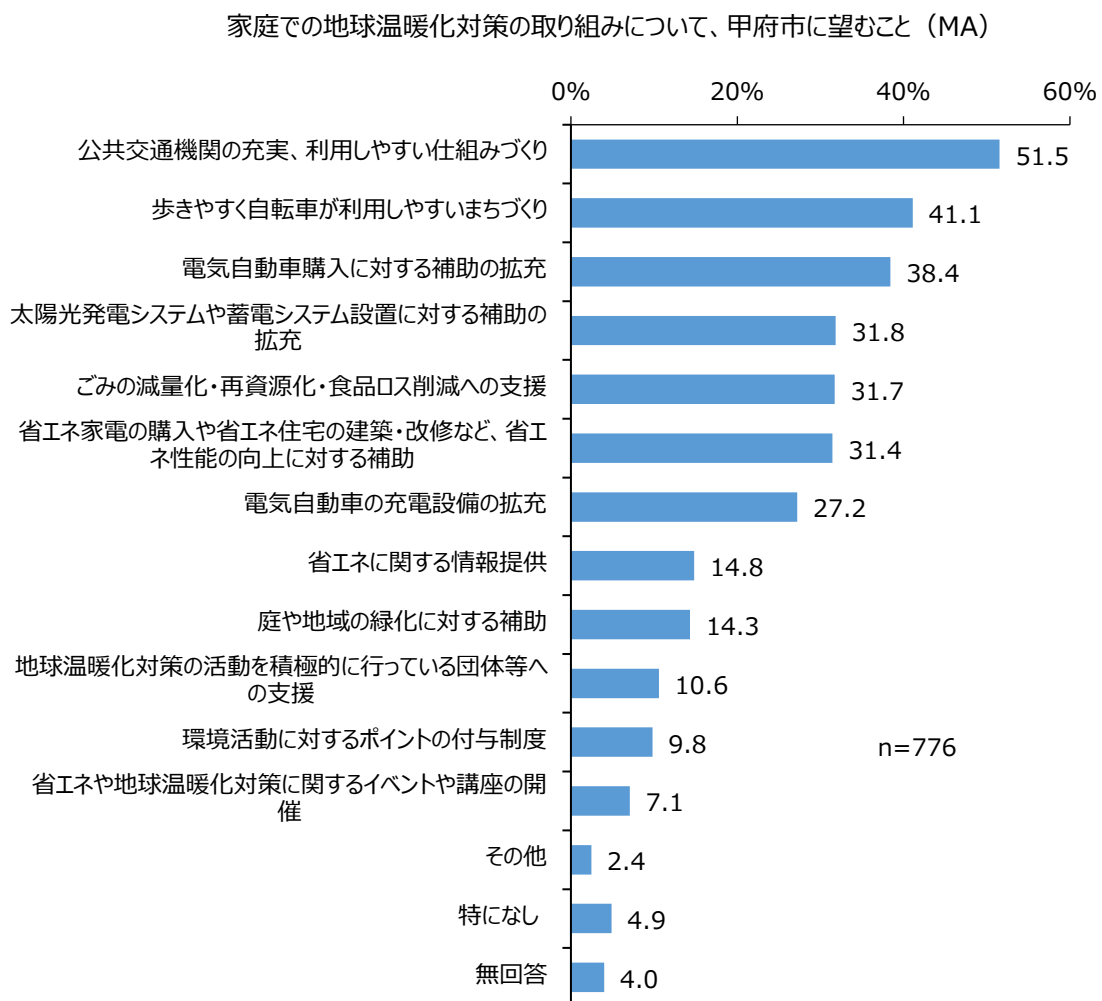
## 21) 自動車の購入（買い替え）について

問 19	あなたの家庭では自動車を新たに購入もしくは買い替える際、どのような自動車を選択しますか。（○は1つ）
------	--



## 22) 家庭での地球温暖化対策の取組に関する甲府市への要望について

問 20	地球温暖化対策に対する家庭での取組について、甲府市に望むことはありますか。（○は複数回答可）
------	--



## ＜環境に関わるご意見について＞

### 23) 甲府市の環境やゼロカーボンシティに関わる取組へのご意見（自由記述）

問 21	甲府市の環境やゼロカーボンシティに関わる取組などに関して、ご意見等ございましたらご記入ください。
------	--

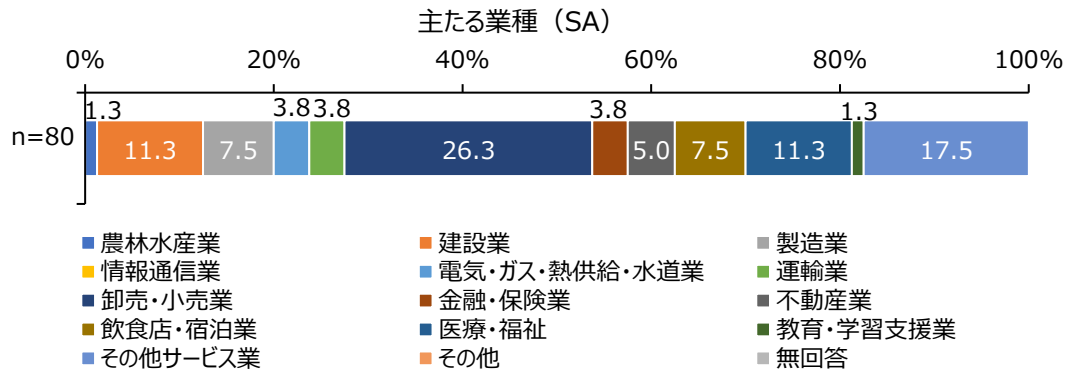
※一部抜粋して掲載

- 日常のゴミ処理には感謝しかない。環境対策には多種多様なものがあるが、甲府市でできるものに力を入れて充実されたい。緑や水の豊かさ・生態系の多様・景色の美しさなどは地域毎にある課題であり、一概に施策として各地域にあてはめることは困難ではないか。
- 甲府市がゼロカーボンシティ表明している事を知らなかった。周知が足りないと思う。簡単にできる事から周知したらやる人もでてくると思う。
- 環境問題は非常に重要であり関心があります。しかし、経費（行政も家庭も）がかかります。そのバランスをどうとるかだと思います。既に実施されているとは思いますが、補助金等をだすのもいいですが、さらなる啓発・普及の事業を続けることを望みます。
- 大切な環境を守るために、一人一人ができる事を具体的に教えてほしい。例として、ガソリン車からハイブリッドや電気自動車に変えることのできるような補助や環境整備を整えるなどしていただけると、前向きに取り組めるのではないかと思います。
- 自動車の電気化に向けて、購入や充電設備の設置の補助を大規模に行うことで、一気に脱炭素が進むのではないだろうか。公共交通の整備には鉄道が不可欠で、南北に長い甲府には限界がある。自動車への依存が高い甲府では、EV車への転換に思い切った予算の配分を検討すべきではないだろうか。
- 甲府市の環境保全に対する取組について知らなかったのも、良い機会になりました。20～30代は書面を手取る機会も少ないし、知るべきことも知らない人が多いと思います。SNSやインターネット等の媒体を通して発信して頂けたら幸いです。自分たちの町甲府市が、もっと自然あふれ、誰もが住みやすく、誇れるような町になることを願っています。
- 環境問題に関するHPやゼロカーボンシティの取組を、この機会に全国でどうやって取り組んでいるのか、また表明している市町村にどうやって呼びかけをしているのか調べてみたが、甲府市はいったいどのようなことをしているのか具体的によくわからなかった。すでに取り組んでいますというような、市民レベルでやっているような表示はあるが、実感が持てない。実際どのように取り組まれて、どの程度改善しているのか、具体的な数字に関心がない人にも届くよう、数値化して県庁や駅などで表示してもらいたい。
- 山梨県内の中で、環境問題・教育・福祉等あらゆる課題への取組が遅く、具体的施策が他の市町村に比べてほぼ無い。または浸透していない。行政の実行力強化を求めたい。
- 車を使わず生活できるようになれば理想に近付くことができると思うが、現状は車がないと生活できない。小型のバスを導入したり、路線を増やす取組が求められている。少しでも理想の町に近付くことを期待しています。これからも町づくりよろしく願います。日々のご尽力に感謝しております。

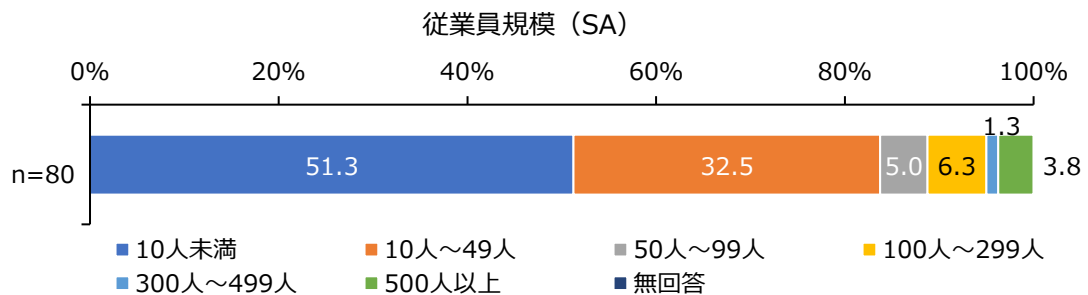
## 3 事業者アンケートの結果

## (1) 回答者の属性

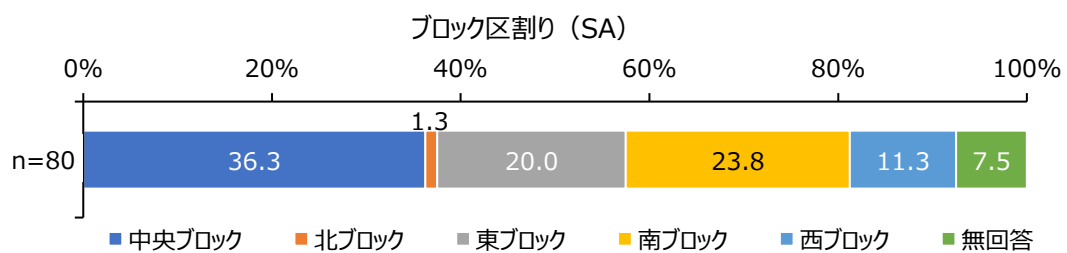
## 1) 主たる業種



## 2) 従業員規模



## 3) 所在地

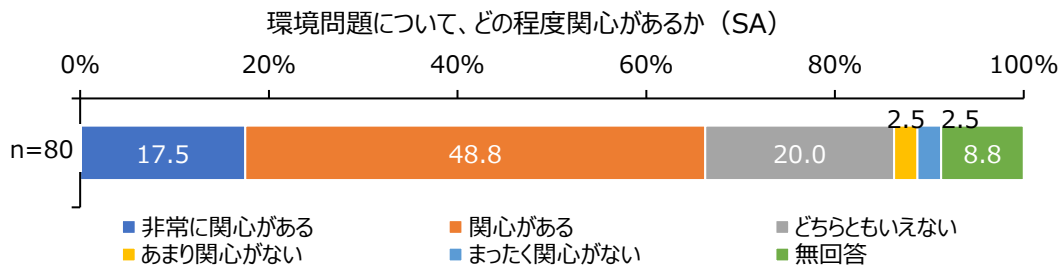


(2) アンケート調査結果

<甲府市環境基本計画について>

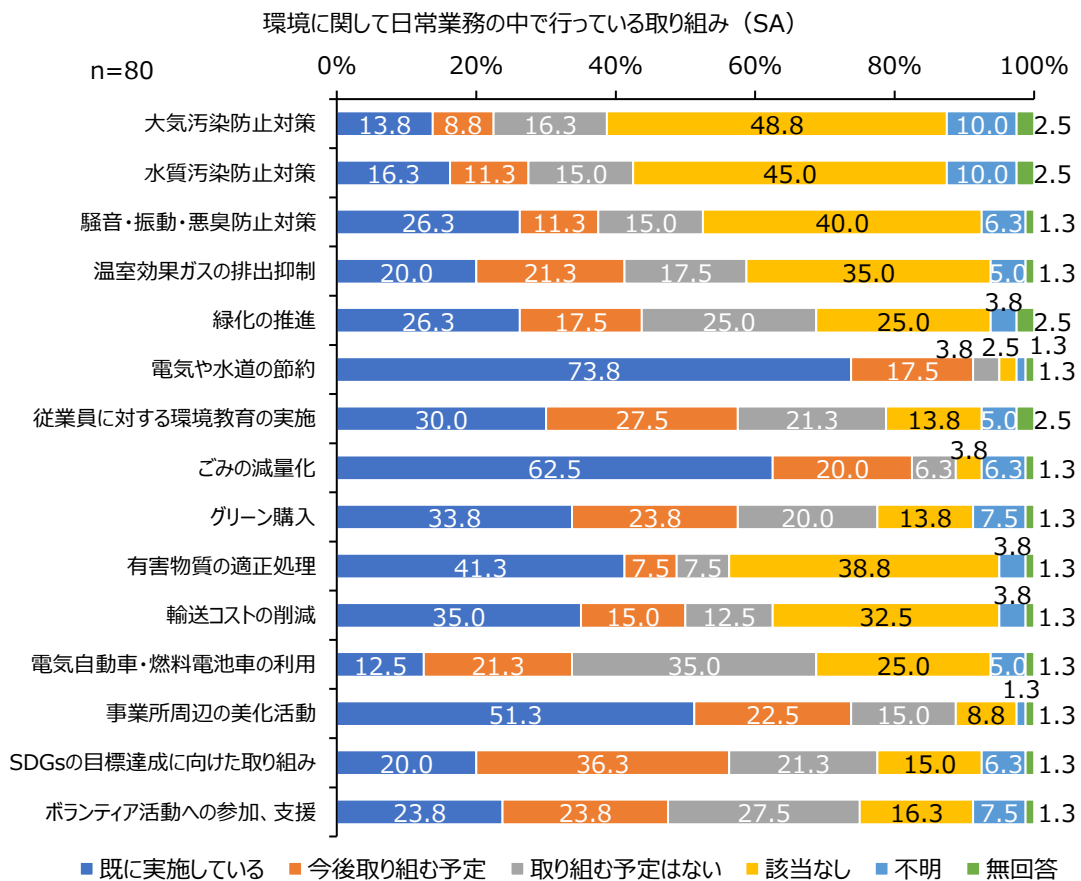
1) 環境問題への関心について

問 1	貴事業所は環境問題について、どの程度関心がありますか。(〇は1つ)
-----	-----------------------------------



2) 環境に関する日常的な取組について

問 2	貴事業所では、環境に関して日常業務の中で行っている取組はありますか。(それぞれの項目ごとに〇を1つずつ)
-----	--

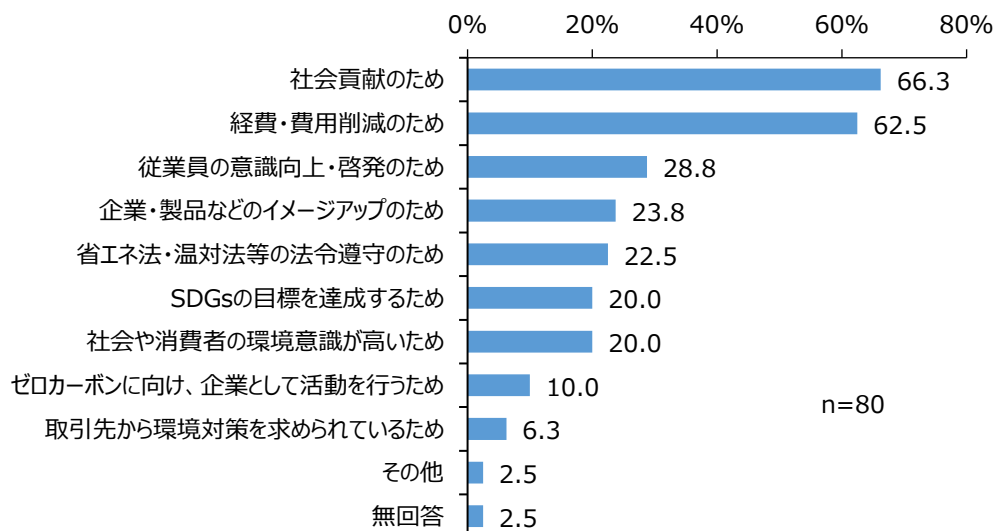




## 3) 環境活動に取り組む理由について

問 3	貴事業所が環境活動に取り組む理由を教えてください。(○は複数回答可)
-----	------------------------------------

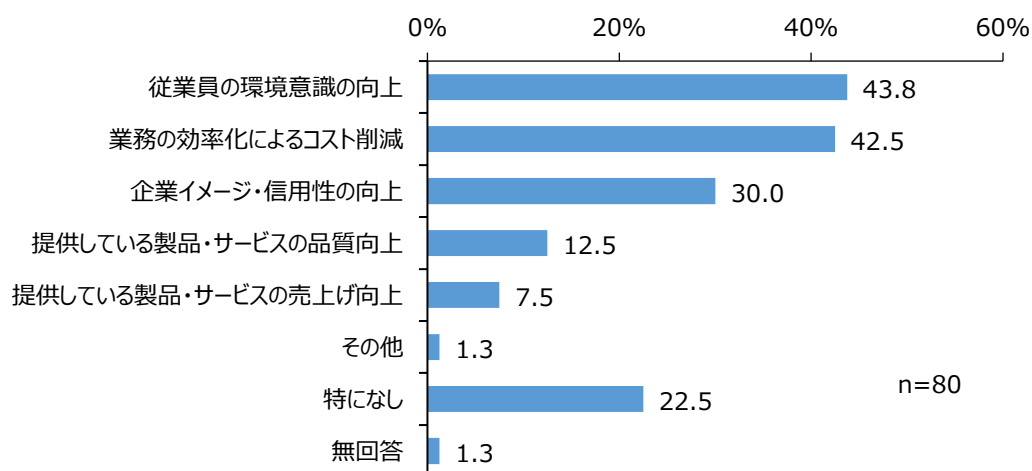
環境活動に取り組む理由 (MA)



## 4) 環境活動の効果について

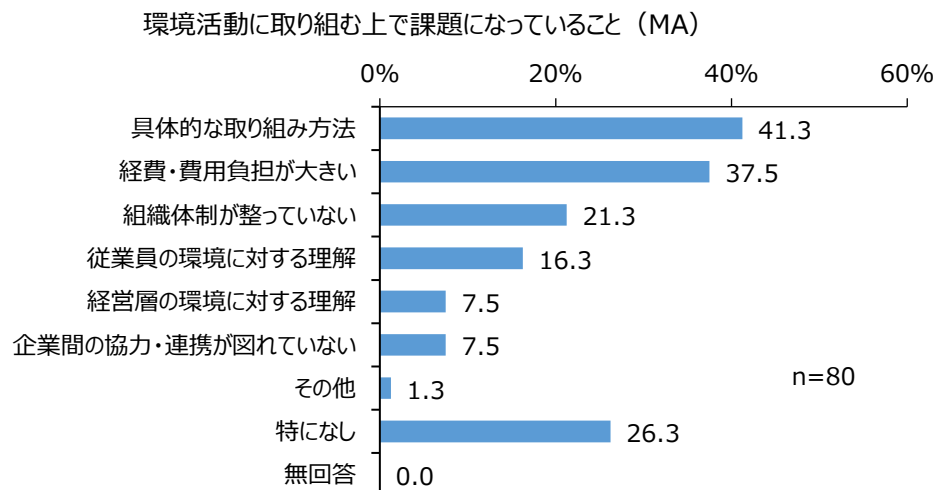
問 4	貴事業所では環境活動に取り組んだことで、どのような効果を得られていますか。(○は複数回答可)
-----	--

環境活動に取り組んだことで、得られた効果 (MA)



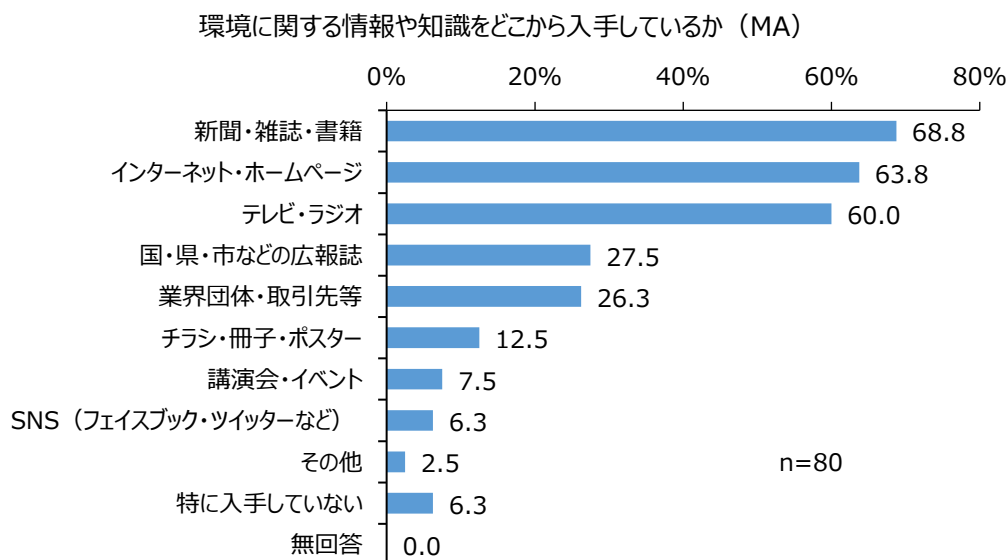
## 5) 環境活動に取り組む上での課題について

問 5	貴事業所が環境活動に取り組む上で課題になっていることはありますか。(○は複数回答可)
-----	--



## 6) 環境に関する情報・知識の入手先について

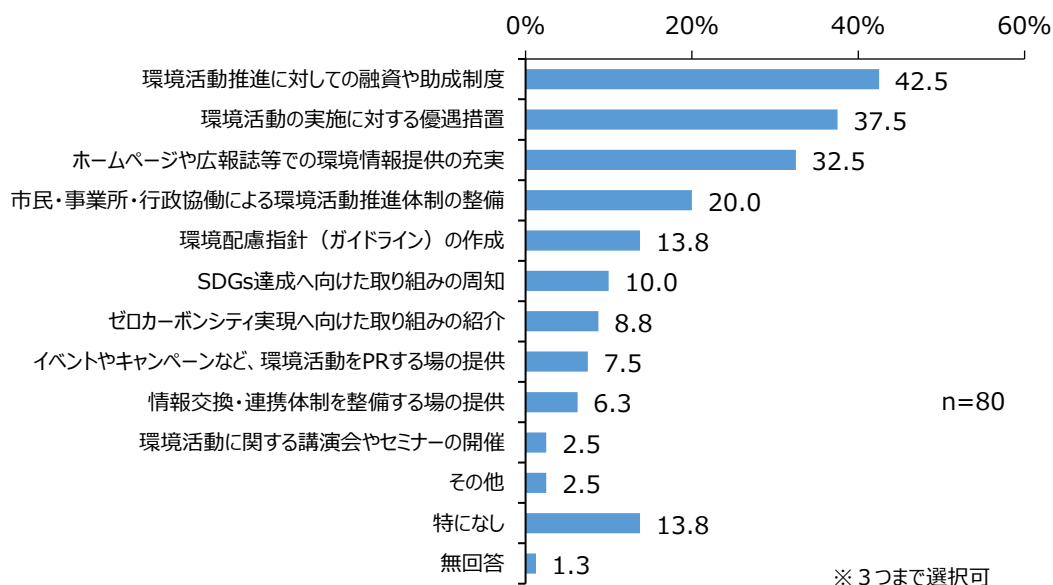
問 6	貴事業所は環境に関する情報や知識をどこから入手していますか。(○は複数回答可)
-----	---



## 7) 環境活動を進めるにあたり甲府市に望むことについて

問 7	貴事業所が環境活動を進めるにあたって、甲府市に望むことはありますか。(〇は3つまで)
-----	--

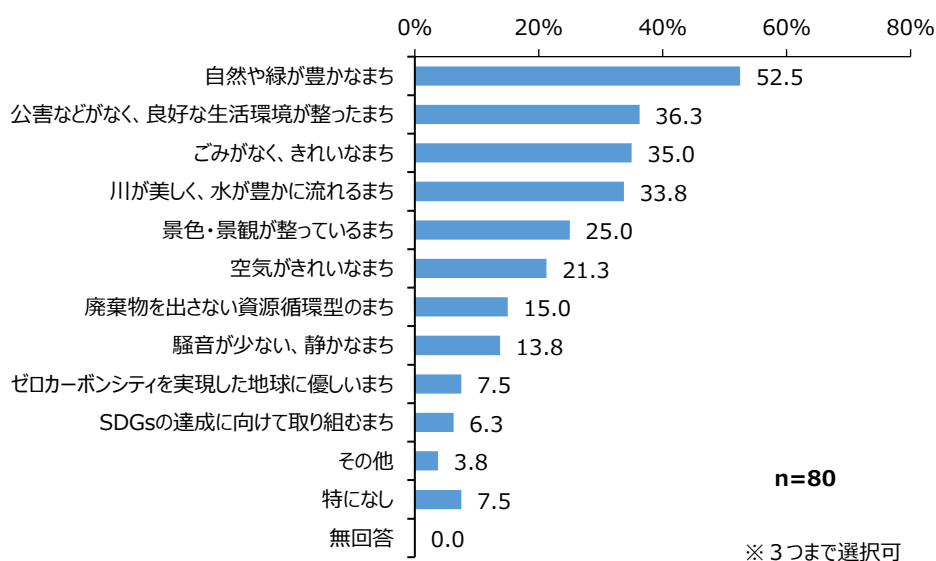
環境活動を進めるにあたって、甲府市に望むこと (MA)



## 8) 甲府市の環境の将来あるべき姿について

問 8	貴事業所が望む、甲府市の環境の将来あるべき姿をお答えください。(〇は3つまで)
-----	---

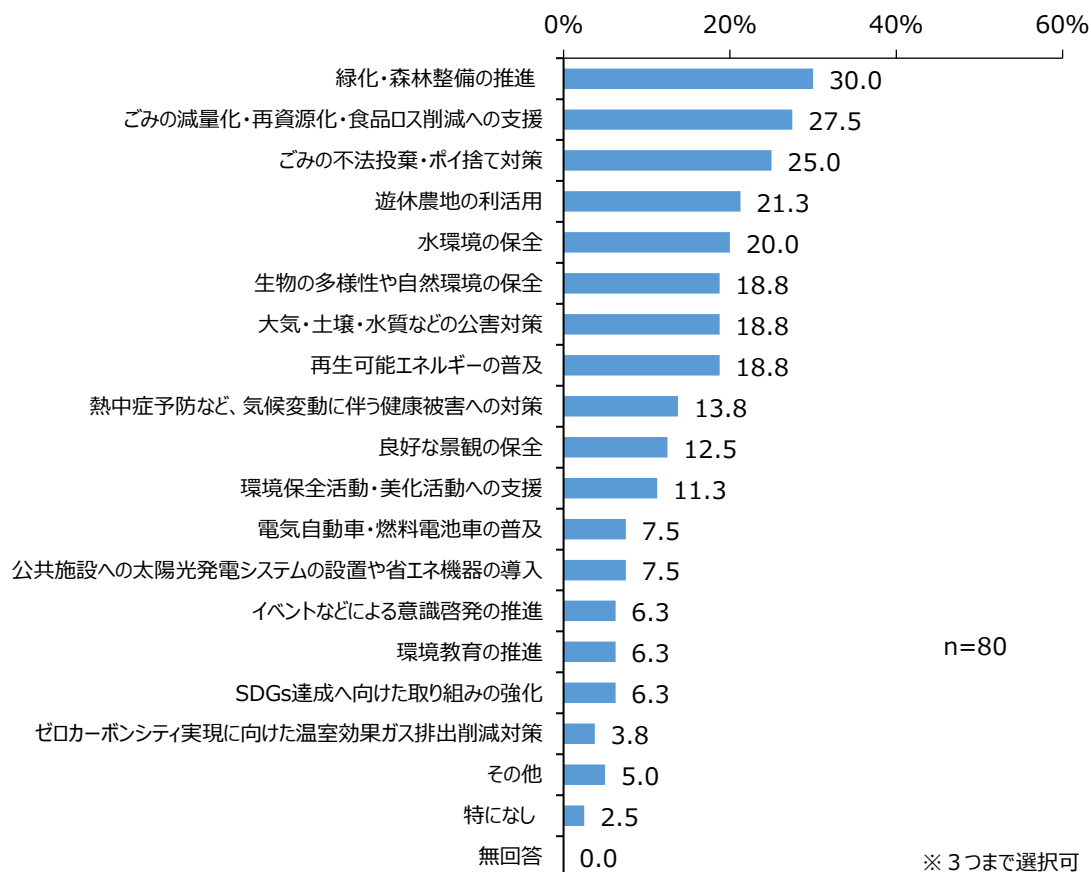
甲府市の環境の将来あるべき姿 (MA)



9) 今後進めるべき取組について

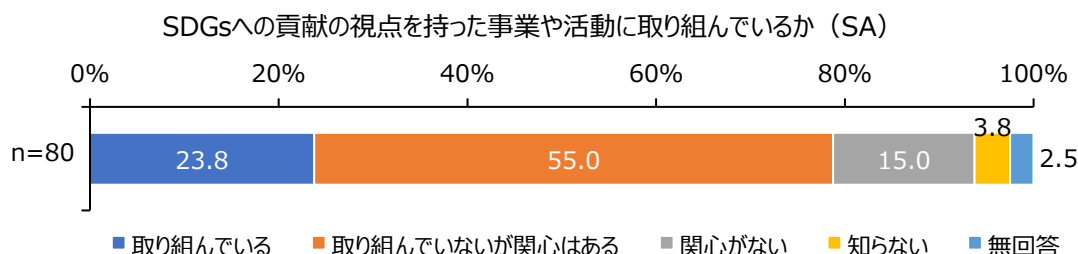
問 9	甲府市が環境施策に取り組むにあたり、今後どのようなことを重点的・優先的に進めるべきだと思いますか。（○は3つまで）
-----	---

今後どのようなことを重点的・優先的に進めるべきだと思うか（MA）



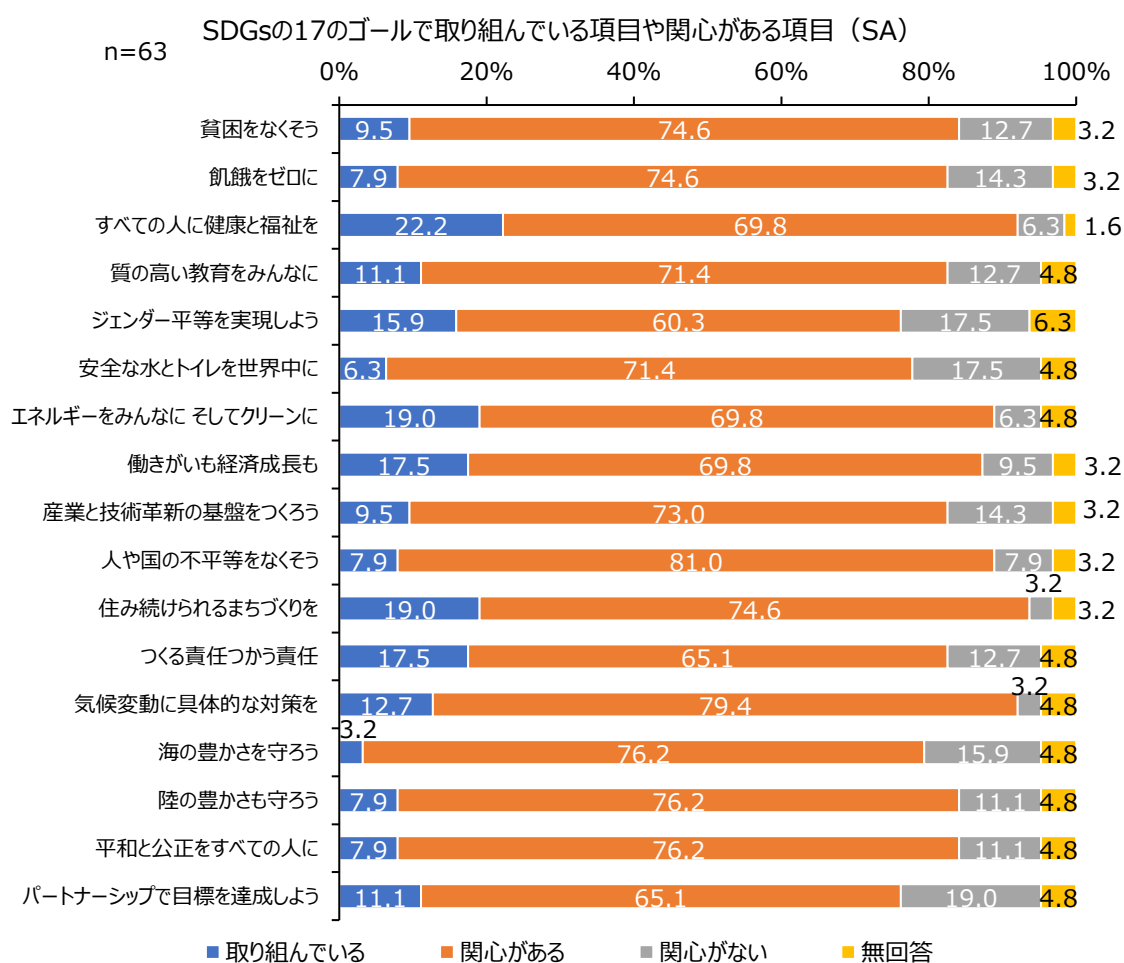
## 10) SDGs への取組・関心について

問 10-1	貴事業所は SDGs への貢献の視点を持った事業や活動に取り組んでいますか。(〇は1つ)
--------	--



## 11) 取り組んでいる・関心のある SDGs のゴールについて

問 10-2	問 10-1 で「1. 取り組んでいる」または「2. 取り組んでいないが関心はある」と回答した事業所にお聞きします。貴事業所が SDGs の 17 のゴールで取り組んでいる項目や関心がある項目はどれですか。(それぞれの項目ごとに〇を1つずつ)
--------	---

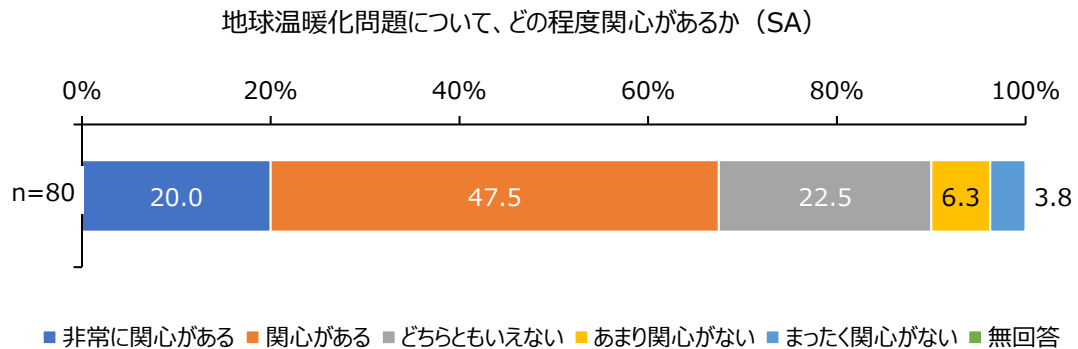


※SDGsに「取り組んでいる」「取り組んでいないが関心はある」と回答した方のみ

<甲府市地球温暖化対策実行計画について>

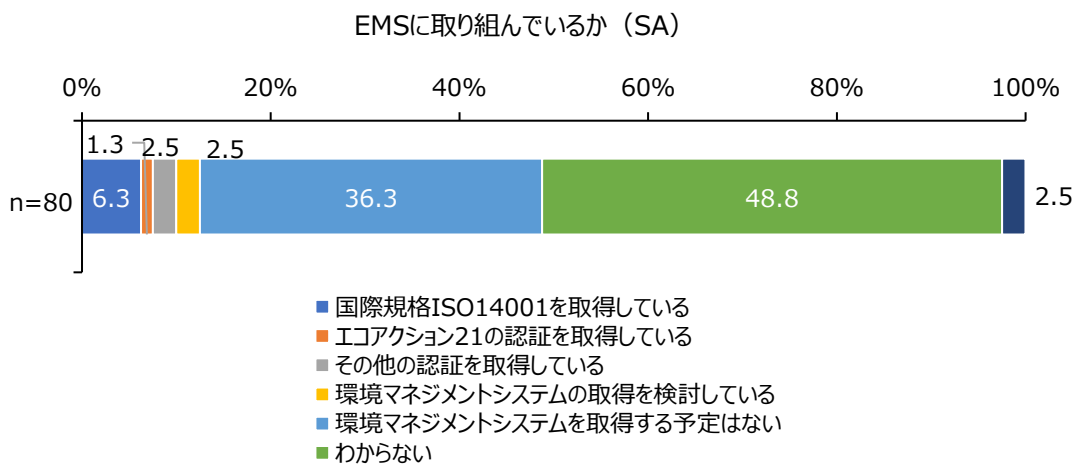
12) 地球温暖化問題について

問 11	貴事業所は地球温暖化問題について、どの程度関心がありますか。(○は1つ)
------	--------------------------------------



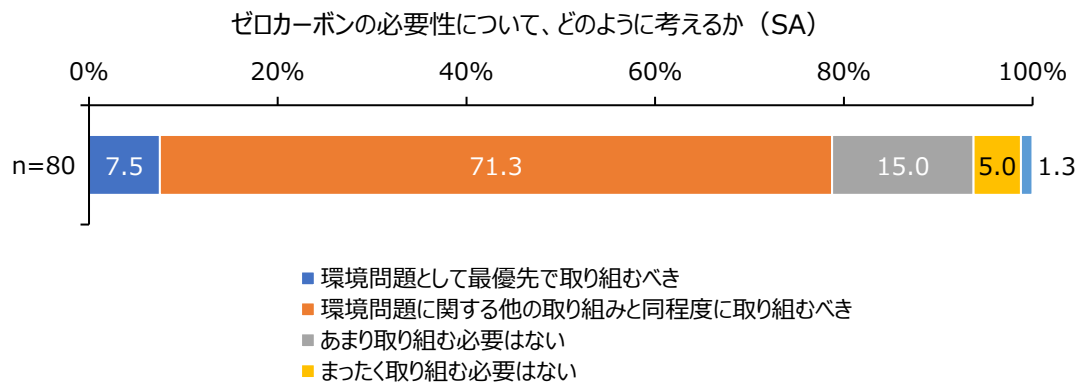
13) EMS (環境マネジメントシステム) について

問 12	貴事業所は EMS (環境マネジメントシステム) に取り組んでいますか。(○は複数回答可)
------	---



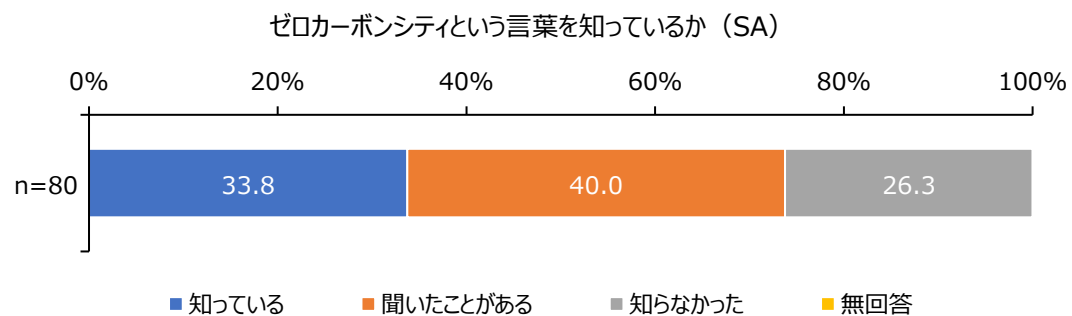
## 14) ゼロカーボンの必要性について

問 13	貴事業所はゼロカーボンの必要性について、どのようにお考えですか。 (○は1つ)
------	--



## 15) ゼロカーボンシティの認知について

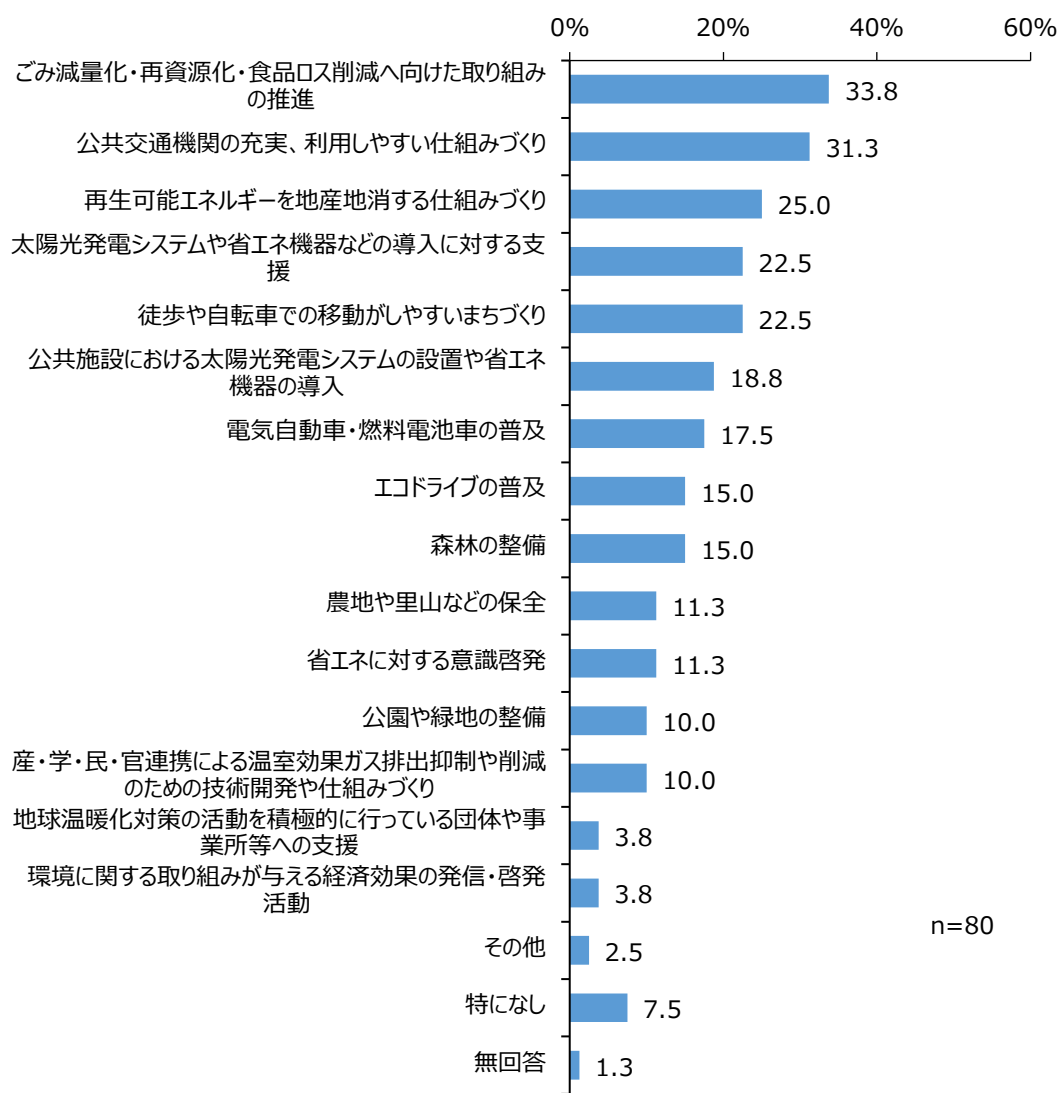
問 14	貴事業所はゼロカーボンシティという言葉をご存じですか。(○は1つ)
------	-----------------------------------



16) ゼロカーボンシティの実現に向けた取組について

問 15	甲府市がゼロカーボンシティの実現を目指すために、今後どのようなことを重点的に取組むべきだと思いますか。（〇は3つまで）
------	---

ゼロカーボンシティの実現のために今後どのようなことを重点的に取組むべきか（MA）



n=80

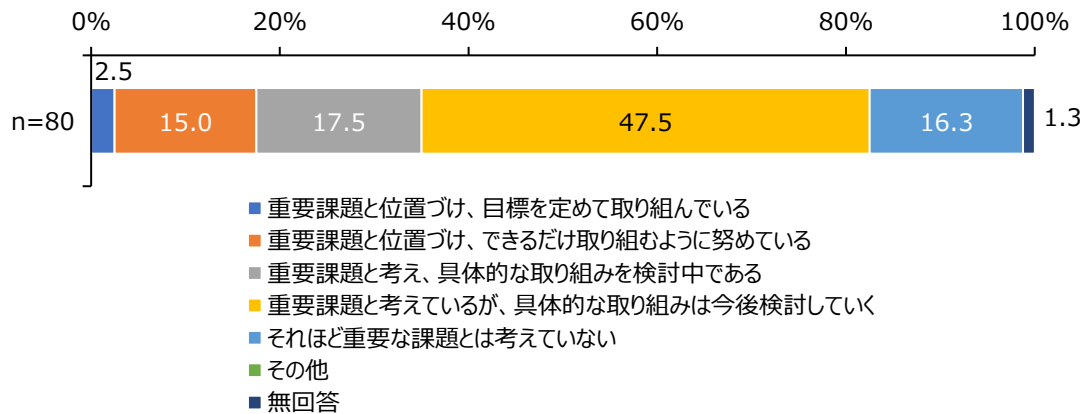
※ 3つまで選択可



## 17) 温室効果ガス排出削減への取組について

問 16	貴事業所は温室効果ガス排出削減への取組をどのように位置づけていますか。 (○は1つ)
------	---

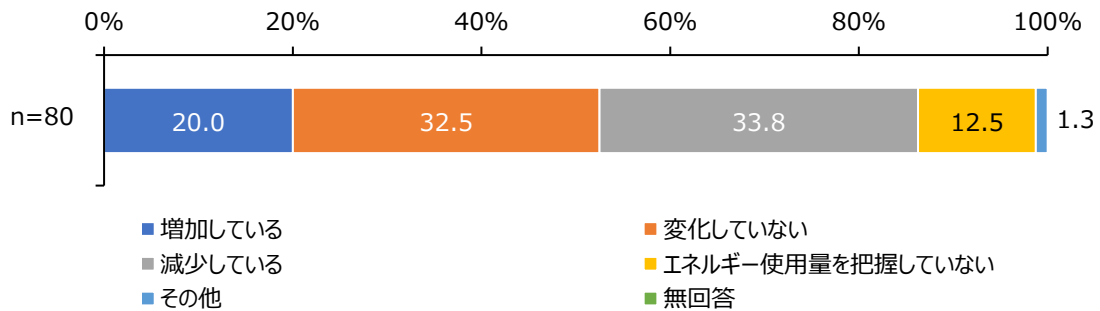
温室効果ガス排出削減への取り組みをどのように位置づけているか (SA)



## 18) エネルギー使用量について

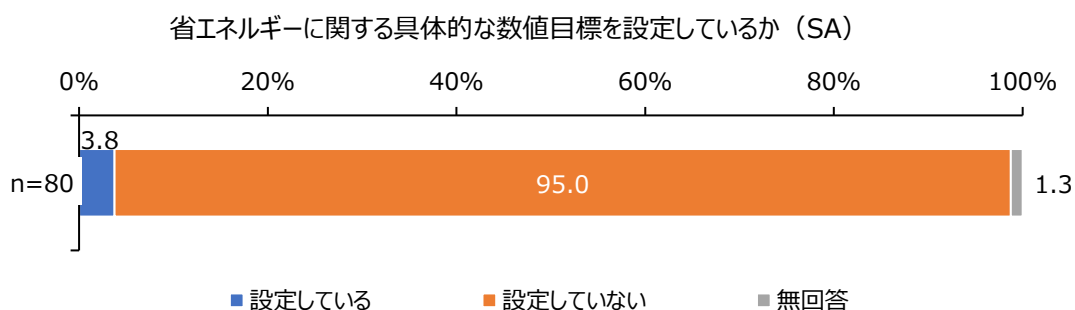
問 17	貴事業所のエネルギー使用量は5年前と比べてどのように変化していますか。 (○は1つ)
------	---

エネルギー使用量は5年前と比べてどのように変化しているか (SA)



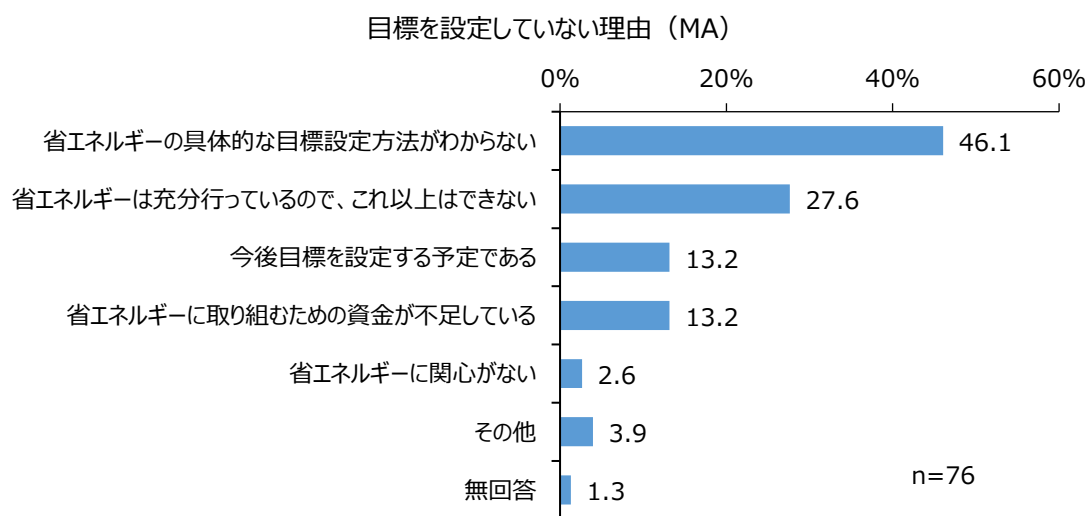
19) 省エネルギーに関する数値目標について

問 18-1	貴事業所では、省エネルギーに関する具体的な数値目標を設定していますか。 (○は1つ)
--------	---



20) 数値目標を設定していない理由について

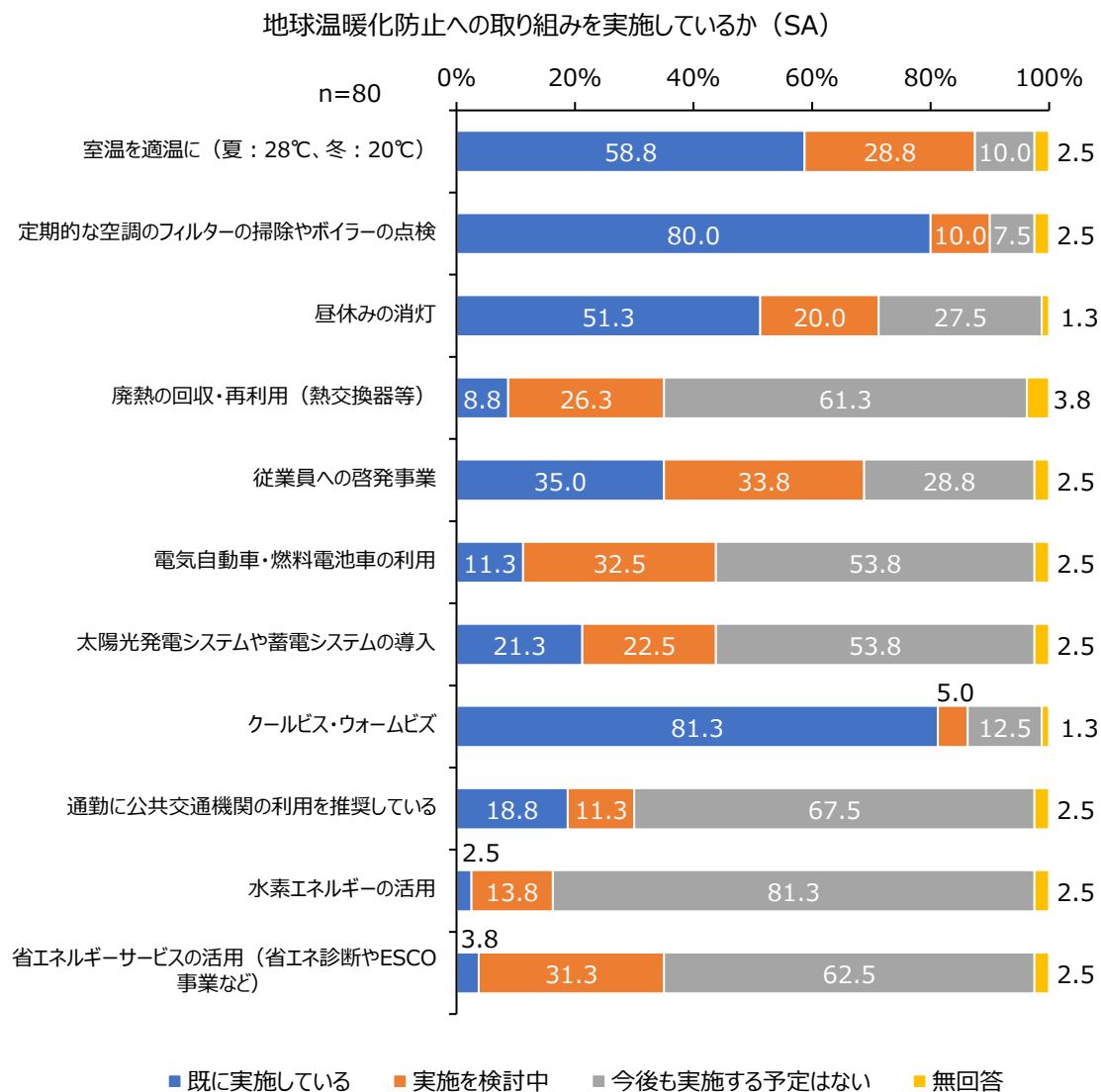
問 18-2	問 18-1 で「2. 設定していない」と回答した事業所にお聞きします。貴事業所が目標を設定していない理由はどれですか。(○は複数回答可)
--------	---



※省エネルギーに関する数値目標を「設定していない」と回答した方のみ

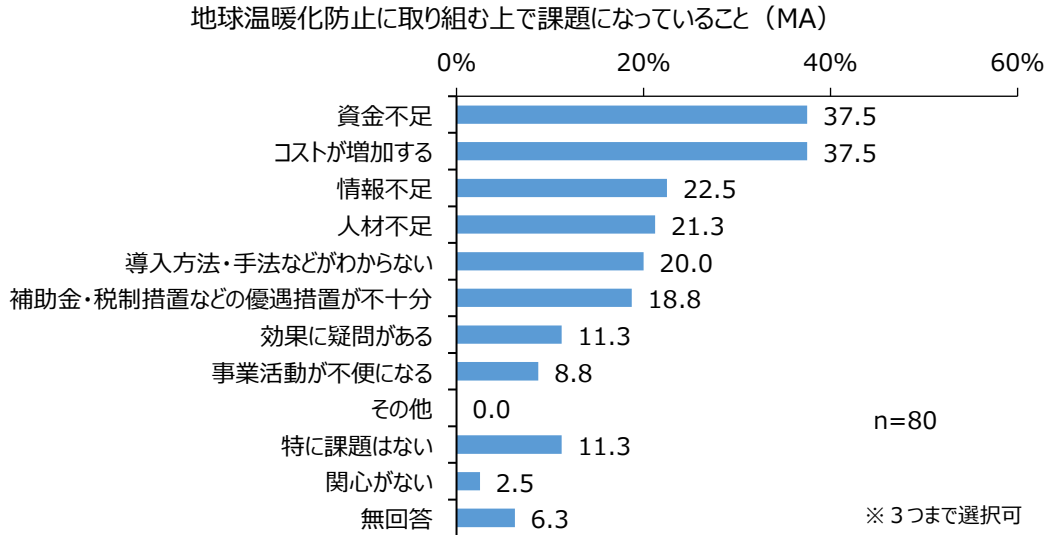
## 21) 地球温暖化防止への取組状況について

問 19	貴事業所は、地球温暖化防止への取組を実施していますか。 (それぞれの項目ごとに○を1つつ)
------	--



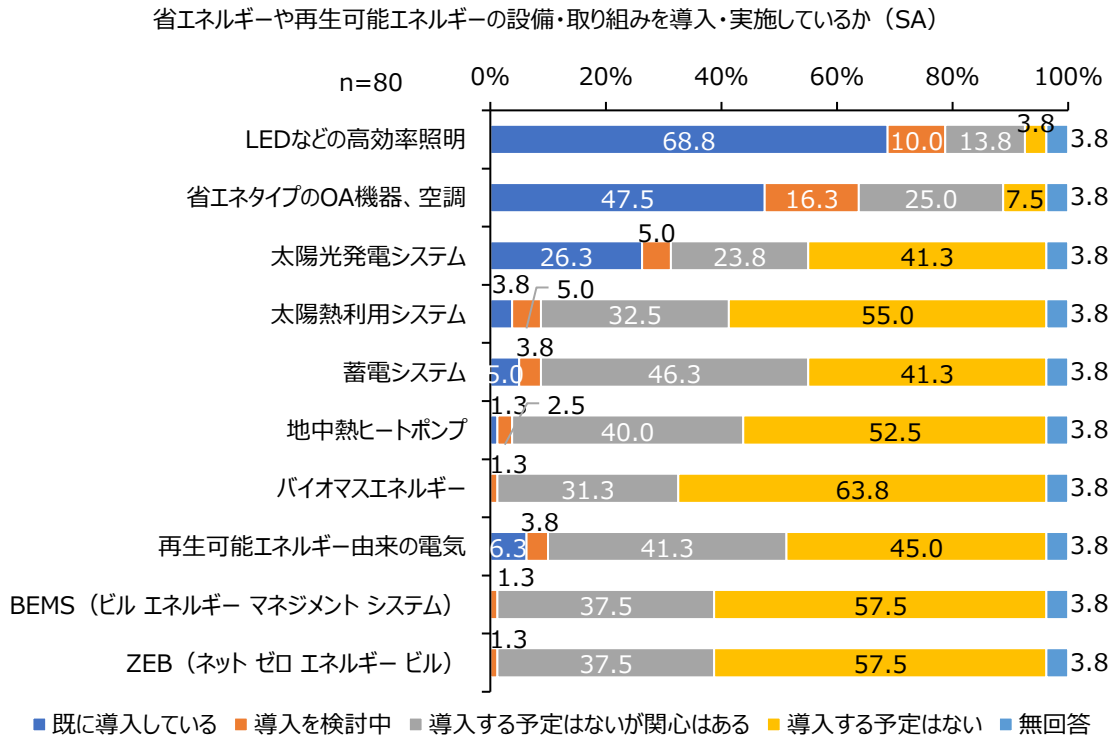
22) 地球温暖化防止に取り組む上での課題について

問 20	貴事業所が地球温暖化防止に取り組む上で課題になっていることはありますか。(〇は3つまで)
------	--



23) 省エネルギーや再生可能エネルギー設備・取組について

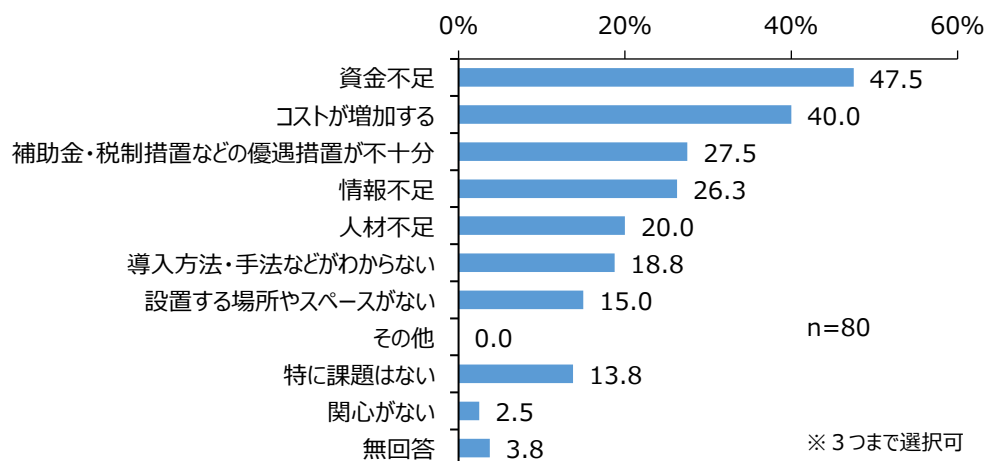
問 21	貴事業所では、省エネルギーや再生可能エネルギーの設備・取組を導入・実施していますか。(それぞれの項目ごとに〇を1つずつ)
------	--



## 24) 省エネルギーや再生可能エネルギーの導入に関わる課題について

問 22	貴事業所が省エネルギーや再生可能エネルギー設備の導入に取り組む上で課題となっていることはありますか。(○は3つまで)
------	--

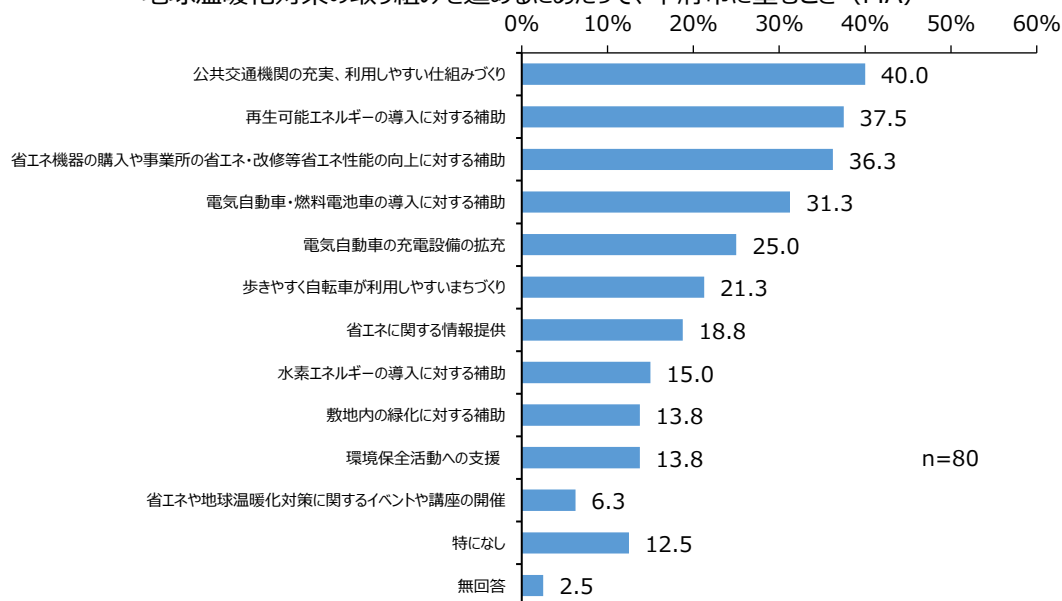
省エネルギーや再生可能エネルギー設備の導入に取り組む上で課題となっていること (MA)



## 25) 地球温暖化対策の取組を進める上での要望について

問 23	貴事業所が地球温暖化対策の取組を進めるにあたって、甲府市に望むことはありますか。(○は複数回答可)
------	---

地球温暖化対策の取り組みを進めるにあたって、甲府市に望むこと (MA)



## ＜環境に関わるご意見について＞

## 26) 甲府市の環境やゼロカーボンシティに関わる取組へのご意見（自由記述）

問 24	甲府市の環境やゼロカーボンシティに関わる取組等に関して、ご意見等ございましたらご記入ください。
------	---

- 空地（使用されていない土地）が荒地になっています。植木や雑草が道路にはみだし、大量の蚊・虫・すて猫が住みついていています。蚊に関しては、デング熱など蚊が媒介する病気が発生したら大変な事になると思います。温暖化対策も大切ですが、今日の前にある環境問題にも役所として関心をもっていただき、対策をとっていただきたいと思います。大きな問題になる前にお願い致します。
- 山を切りくずして太陽光発電・住宅は本当に良いことなのですか？太陽光（ソーラー）を作ることよってのCO<sub>2</sub>増加は本当にあっているのですか？電気自動車のバッテリー・ソーラーシステム・水素を作る、の処理にどのくらいお金がかかるのですか？山を切りくずさずに自然豊かにしてCO<sub>2</sub>増加の方がはるかにましだと思ふ。
- 足元の経費増加を優先して、環境に良い取組は二の次になってしまうことが少なくないと感じる。「お金がかかってもやるべき」と強く意識を持てる支援体制・仕組みの構築が必要と感じております。
- 甲府市のゼロカーボンシティ実施に協力させていただきたい。実施に向けてお手伝い出来ることを協議させていただきたい。
- 公共交通機関の頻度を多くして、利用しやすい環境にしてほしい。生ゴミを使った発電施設を！ソーラー以外の発電、エネルギー確保。
- 素敵な取組だと思います。市から積極的に動いてくださると意識も変わります
- 地区によって野良猫の糞被害は深刻です。飼い犬の散歩時の糞害は、行政の呼びかけにより減少している気がしますが、猫に関しての呼びかけも力を入れてほしいと思います。住み良い環境であるために。

## 8 第二次甲府市環境基本計画の振り返り

「第二次甲府市環境基本計画」について、毎年実施していた年次報告書等に基づき、基本目標の達成状況や課題を整理します。

### 基本目標 1 自然と共生するまちづくり

達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物の多様性や自然環境、水環境等を保全する取組は、概ね計画通り実施されています。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントや活動等を実施できない期間がありました。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、生物の多様性や自然環境、水環境等を保全する取組を進め、自然豊かな森や川があるまちを、次世代に引き継いでいく必要があります。</li> <li>今後も地域や家庭などで身近な緑を増やす取組を進めていく必要があります。</li> <li>ウィズコロナ・ポストコロナ時代における新しい生活様式（ニューノーマル）に対応した取組を検討していく必要があります。</li> </ul>

### 基本目標 2 快適環境のまちづくり

達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染、水質汚濁等に関わる環境基準は、概ね達成されています。</li> <li>不法投棄や資源物持ち去り等については、発見件数が増加している年があります。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、大気汚染、水質汚濁、騒音等の防止について積極的に取り組み、快適な環境を維持していく必要があります。</li> <li>不法投棄や資源物持ち去り等については、巡回・監視パトロールを強化するとともに、持ち去り行為者への抑止・指導・警告を行うなど、対策を強化していく必要があります。</li> </ul>

### 基本目標 3 低炭素のまちづくり

達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガスの排出を抑制する取組は、概ね計画通り実施されています。</li> <li>市域の温室効果ガス排出量は減少傾向にありますが、排出量が増加している年もあり、年間 100 万 t-CO<sub>2</sub> 以上の排出が続いています。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、2021（R3）年 2 月に「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しており、2050（R32）年までに温室効果ガスの排出実質ゼロに向けて一層取組を強化していく必要があります。</li> </ul>

## 基本目標 4 循環型のまちづくり

達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの削減や再資源化等に関する取組は、概ね計画通り実施されています。</li> <li>・家庭ごみや事業系一般廃棄物の排出量は、年度によって増減しておりますが、全体としては横ばいで推移しています。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチックごみ問題への対応や循環型社会の実現に向けて、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組により注力し、更なるごみの発生抑制と環境負荷の低減を図っていく必要があります。</li> </ul>

## 基本目標 5 環境教育を推進するまちづくり

達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育に関する取組は、概ね計画通り実施されています。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、講座や講習会、イベント等を実施できない期間がありました。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、市民や企業等が環境の保全と創造に向けて自主的に参加・行動するよう、環境教育に取り組んでいく必要があります。</li> <li>・ウィズコロナ・ポストコロナ時代における新しい生活様式（ニューノーマル）に対応した取組を検討していく必要があります。</li> </ul>

## 総括

これまでの年次報告書では、取組方針の達成状況について「年度目標値を達成している」と「年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である」を合わせた割合が8割程度となっており、毎年点検を行いながら環境施策を進めてきたことにより、多くの項目で目標値が達成している状況となっています。

一方で、いずれの基本目標でも年度目標値から乖離している項目が発生していたため、取組方法等を見直していく必要があります。また、2020(R2)年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により年度目標値が達成出来なかった取組も発生していたため、感染対策等に配慮した取組の実施や、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における新しい生活様式（ニューノーマル）に対応した取組を検討していく必要があります。



## 9 環境関連年表

年月	国際情勢	国	山梨県	甲府市
2012年 (H24)		第四次環境基本計画策定		甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定
2013年 (H25)			山梨エネルギー地産地消推進戦略～『エネルギーの地産地消』実現に向けたロードマップ策定	第二次甲府市環境基本計画策定
2014年 (H26)			山梨県地球温暖化対策実行計画策定	
2015年 (H27)	国連「SDGs」採択 COP21「パリ協定」採択			
2016年 (H28)		地球温暖化対策計画策定	やまなしエネルギービジョン策定 第3次山梨県廃棄物総合計画策定	第六次甲府市総合計画策定 甲府市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
2017年 (H29)			山梨県地球温暖化対策実行計画改定 山梨県産業廃棄物適正処理推進ビジョン策定	
2018年 (H30)	IPCC「1.5℃特別報告書」公表	第五次環境基本計画策定 気候変動適応計画策定	やまなし水素エネルギー社会実現ロードマップ策定	
2019年 (R1)		プラスチック資源循環戦略策定	甲武信一帯がユネスコエコパークに認定	中核市へ移行
2020年 (R2)		2050年カーボンニュートラルを宣言		
2021年 (R3)		地域脱炭素ロードマップ策定 グリーン成長戦略改定 地球温暖化対策計画改定 第6次エネルギー基本計画策定 気候変動適応計画改定	山梨県及び県内全市町村と協働で「ゼロカーボンシティ宣言」	山梨県及び県内全市町村と協働で「ゼロカーボンシティ宣言」 甲府市一般廃棄物処理基本計画策定 甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定
2022年 (R4)		プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行		

## 10 環境用語集

本計画の完成後に  
計画内で使用されている環境用語・専門用語等について  
市民にとって分かりやすいように解説を記載します